

昭和三十一年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外 昭和三十一年三月六日

○第二十四回 衆議院會議録第十八号

昭和三十一年三月六日(火曜日)

議事日程 第十六号

昭和三十一年三月六日

午後一時開議

第一 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 在外公館等借入金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

第七 就学困難な児童のための教科用図書の手当に対する国の補助に関する法律案(内閣提出)

第八 東北興業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 特殊土壌より、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(瀬戸山三男君外八十一名提出)

●本日の會議に付した案件

選挙制度調査会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第一 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第六 在外公館等借入金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

る法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第七 就学困難な児童のための教科用図書の手当に対する国の補助に関する法律案(内閣提出)

日程第八 東北興業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 特殊土壌より、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(瀬戸山三男君外八十一名提出)

午後一時二十六分開議

○議長(金谷秀次君) これより會議を開きます。

○議長(金谷秀次君) お諮りいたします。内閣から、選挙制度調査会委員に本院議員島上善五郎君を任命するため、国会法第三十九条ただし書きの規定により本院の議決を得たいとの申し出がありました。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。(拍手)

日程第一 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第六 在外公館等借入金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第七 就学困難な児童のための教科用図書の手当に対する国の補助に関する法律案(内閣提出)

日程第八 東北興業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 特殊土壌より、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(瀬戸山三男君外八十一名提出)

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第五号中「十分の一・五」を「十分の二」に、「六万円」を「八万円」に改める。

別表第三及び別表第四を次のように改める。

昭和三十一年三月六日 衆議院會議録第十八号 案外五案

選挙制度調査会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

所得税法の一部を改正する法律案

一八一

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表(第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表)

イ 月 額 表 (一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 二項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											額
円 3,000	円未 満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の12%に相当 する金額
3,000	3,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の14%に相当 する金額
8,500	8,700	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円 1,242
8,700	8,900	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,282
8,900	9,100	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,322
9,100	9,300	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,362
9,300	9,500	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,402
9,500	9,700	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,442
9,700	9,900	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,482
9,900	10,100	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,522
10,100	10,300	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,562
10,300	10,500	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,602
10,500	10,700	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,642
10,700	10,900	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,682
10,900	11,100	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,722
11,100	11,300	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,762
11,300	11,500	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,802
11,500	11,700	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,842
11,700	11,900	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,882
11,900	12,100	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,922
12,100	12,300	490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,962
12,300	12,500	530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,002
12,500	12,700	560	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,042
12,700	12,900	590	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,082
12,900	13,100	620	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,122
13,100	13,300	650	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,162
13,300	13,500	690	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,202
13,500	13,700	720	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,242
13,700	13,900	750	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,282
13,900	14,100	780	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,322
14,100	14,300	810	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,362
14,300	14,500	850	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,402
14,500	14,700	880	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,442
14,700	14,900	910	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,482
14,900	15,100	940	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,522
15,100	15,300	970	320	10	0	0	0	0	0	0	0	0	2,562
15,300	15,500	1,010	350	40	0	0	0	0	0	0	0	0	2,602
15,500	15,700	1,040	370	60	0	0	0	0	0	0	0	0	2,642
15,700	15,900	1,070	400	80	0	0	0	0	0	0	0	0	2,682
15,900	16,100	1,100	430	110	0	0	0	0	0	0	0	0	2,722
16,100	16,300	1,130	470	130	0	0	0	0	0	0	0	0	2,762
16,300	16,500	1,170	500	160	0	0	0	0	0	0	0	0	2,802

イ 月 額 表 (二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第五 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未満	税 額											税 額	
16,500	16,700	1,200	530	180	0	0	0	0	0	0	0	0		
16,700	16,900	1,240	560	200	0	0	0	0	0	0	0	0	2,877	
16,900	17,100	1,280	590	230	0	0	0	0	0	0	0	0	2,928	
17,100	17,300	1,320	630	250	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	
17,300	17,500	1,360	660	280	0	0	0	0	0	0	0	0	3,072	
													3,144	
17,500	18,000	1,430	710	320	0	0	0	0	0	0	0	0	3,216	
18,000	18,500	1,530	790	380	60	0	0	0	0	0	0	0	3,396	
18,500	19,000	1,630	870	460	120	0	0	0	0	0	0	0	3,576	
19,000	19,500	1,730	950	540	180	0	0	0	0	0	0	0	3,756	
19,500	20,000	1,830	1,030	620	240	60	0	0	0	0	0	0	3,936	
20,000	20,500	1,930	1,110	700	300	120	0	0	0	0	0	0	4,116	
20,500	21,000	2,030	1,190	780	360	180	0	0	0	0	0	0	4,296	
21,000	21,500	2,130	1,290	860	440	240	50	0	0	0	0	0	4,476	
21,500	22,000	2,230	1,390	940	520	300	110	0	0	0	0	0	4,656	
22,000	22,500	2,330	1,490	1,020	600	360	170	0	0	0	0	0	4,836	
22,500	23,000	2,430	1,590	1,100	680	430	230	40	0	0	0	0	5,016	
23,000	23,500	2,530	1,690	1,180	760	510	290	100	0	0	0	0	5,196	
23,500	24,000	2,630	1,790	1,270	840	590	350	160	0	0	0	0	5,376	
24,000	24,500	2,740	1,890	1,370	920	670	420	220	30	0	0	0	5,556	
24,500	25,000	2,860	1,990	1,470	1,000	750	500	280	90	0	0	0	5,736	
25,000	25,500	2,980	2,090	1,570	1,080	830	580	340	150	0	0	0	5,916	
25,500	26,000	3,100	2,190	1,670	1,160	910	660	410	210	30	0	0	6,096	
26,000	26,500	3,220	2,290	1,770	1,250	990	740	490	270	90	0	0	6,276	
26,500	27,000	3,340	2,390	1,870	1,350	1,070	820	570	330	150	0	0	6,456	
27,000	27,500	3,460	2,490	1,970	1,450	1,150	900	650	400	210	20	0	6,636	
27,500	28,000	3,580	2,590	2,070	1,550	1,240	980	730	480	270	80	0	6,816	
28,000	28,500	3,700	2,700	2,170	1,650	1,340	1,060	810	560	330	140	0	7,000	
28,500	29,000	3,820	2,820	2,270	1,750	1,440	1,140	890	640	390	200	10	7,184	
29,000	29,500	3,940	2,940	2,370	1,850	1,540	1,220	970	720	470	260	70	7,368	
29,500	30,000	4,060	3,060	2,470	1,950	1,640	1,320	1,050	800	550	320	130	7,552	
30,000	30,500	4,180	3,180	2,570	2,050	1,740	1,420	1,130	880	630	380	190	7,736	
30,500	31,000	4,300	3,300	2,670	2,150	1,840	1,520	1,210	960	710	460	250	7,920	
31,000	31,500	4,420	3,420	2,790	2,250	1,940	1,620	1,310	1,040	790	540	310	8,104	
31,500	32,000	4,540	3,540	2,910	2,350	2,040	1,720	1,410	1,120	870	620	370	8,288	
32,000	32,500	4,660	3,660	3,030	2,450	2,140	1,820	1,510	1,200	950	700	450	8,472	
32,500	33,000	4,780	3,780	3,150	2,550	2,240	1,920	1,610	1,300	1,030	780	530	8,656	
33,000	33,500	4,900	3,900	3,270	2,650	2,340	2,020	1,710	1,400	1,110	860	610	8,840	
33,500	34,000	5,040	4,040	3,420	2,790	2,460	2,150	1,830	1,520	1,210	960	710	9,024	
34,000	34,500	5,190	4,190	3,570	2,940	2,580	2,270	1,960	1,650	1,330	1,060	810	9,208	
34,500	35,000	5,340	4,340	3,720	3,090	2,720	2,400	2,080	1,770	1,460	1,160	910	9,392	
35,000	35,500	5,490	4,490	3,870	3,240	2,870	2,520	2,210	1,900	1,580	1,270	1,010	9,576	
35,500	36,000	5,640	4,640	4,020	3,390	3,020	2,650	2,330	2,020	1,710	1,400	1,110	9,760	
36,000	36,500	5,790	4,790	4,170	3,540	3,170	2,790	2,460	2,150	1,830	1,520	1,210	9,944	
36,500	37,000	5,940	4,940	4,320	3,690	3,320	2,940	2,580	2,270	1,960	1,650	1,330	10,128	
37,000	37,500	6,090	5,090	4,470	3,840	3,470	3,090	2,720	2,400	2,080	1,770	1,460	10,312	
37,500	38,000	6,240	5,240	4,620	3,990	3,620	3,240	2,870	2,520	2,210	1,900	1,580	10,496	
38,000	38,500	6,390	5,390	4,770	4,140	3,770	3,390	3,020	2,650	2,330	2,020	1,710	10,680	
38,500	39,000	6,540	5,540	4,920	4,290	3,920	3,540	3,170	2,790	2,460	2,150	1,830	10,864	
39,000	39,500	6,740	5,690	5,070	4,440	4,070	3,690	3,320	2,940	2,580	2,270	1,960	11,048	
39,500	40,000	6,910	5,840	5,220	4,590	4,220	3,840	3,470	3,090	2,720	2,400	2,080	11,232	

イ 月 額 表 (三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											
40,000	41,000	7,180	6,070	5,440	4,820	4,440	4,070	3,690	3,320	2,940	2,580	2,270	11,667
41,000	42,000	7,530	6,370	5,740	5,120	4,740	4,370	3,990	3,620	3,240	2,870	2,520	12,017
42,000	43,000	7,880	6,710	6,040	5,420	5,040	4,670	4,290	3,920	3,540	3,170	2,790	12,384
43,000	44,000	8,230	7,060	6,340	5,720	5,340	4,970	4,590	4,220	3,840	3,470	3,090	12,784
44,000	45,000	8,580	7,410	6,680	6,020	5,640	5,270	4,890	4,520	4,140	3,770	3,390	13,184
45,000	46,000	8,930	7,760	7,030	6,320	5,940	5,570	5,190	4,820	4,440	4,070	3,690	13,584
46,000	47,000	9,280	8,110	7,380	6,650	6,240	5,870	5,490	5,120	4,740	4,370	3,990	13,984
47,000	48,000	9,630	8,460	7,730	7,000	6,560	6,170	5,790	5,420	5,040	4,670	4,290	14,384
48,000	49,000	9,980	8,810	8,080	7,350	6,910	6,470	6,080	5,720	5,340	4,970	4,590	14,784
49,000	50,000	10,330	9,160	8,430	7,700	7,260	6,820	6,390	6,020	5,640	5,270	4,890	15,184
50,000	51,000	10,680	9,510	8,780	8,050	7,610	7,170	6,740	6,320	5,940	5,570	5,190	15,584
51,000	52,000	11,030	9,860	9,130	8,400	7,960	7,520	7,090	6,650	6,240	5,870	5,490	15,984
52,000	53,000	11,380	10,210	9,480	8,750	8,310	7,870	7,440	7,000	6,560	6,170	5,790	16,384
53,000	54,000	11,730	10,560	9,830	9,100	8,660	8,220	7,790	7,350	6,910	6,470	6,090	16,784
54,000	55,000	12,080	10,910	10,180	9,450	9,010	8,570	8,140	7,700	7,260	6,820	6,390	17,184
55,000	56,000	12,450	11,280	10,530	9,800	9,360	8,920	8,490	8,050	7,610	7,170	6,740	17,584
56,000	57,000	12,850	11,610	10,880	10,150	9,710	9,270	8,840	8,400	7,960	7,520	7,090	17,984
57,000	58,000	13,250	11,960	11,230	10,500	10,060	9,620	9,190	8,750	8,310	7,870	7,440	18,384
58,000	59,000	13,650	12,320	11,580	10,850	10,410	9,970	9,540	9,100	8,660	8,220	7,790	18,784
59,000	60,000	14,050	12,720	11,930	11,200	10,760	10,320	9,890	9,450	9,010	8,570	8,140	19,184
60,000	61,000	14,450	13,120	12,280	11,550	11,110	10,670	10,240	9,800	9,360	8,920	8,490	19,584
61,000	62,000	14,850	13,520	12,680	11,900	11,460	11,020	10,590	10,150	9,710	9,270	8,840	19,984
62,000	63,000	15,250	13,920	13,080	12,250	11,810	11,370	10,940	10,500	10,060	9,620	9,190	20,384
63,000	64,000	15,650	14,320	13,480	12,650	12,160	11,720	11,290	10,850	10,410	9,970	9,540	20,784
64,000	65,000	16,050	14,720	13,880	13,050	12,550	12,070	11,640	11,200	10,760	10,320	9,890	21,184
65,000	66,000	16,450	15,120	14,280	13,450	12,950	12,450	11,990	11,550	11,110	10,670	10,240	21,584
66,000	67,000	16,850	15,520	14,680	13,850	13,350	12,850	12,350	11,900	11,460	11,020	10,590	21,984
67,000	68,000	17,250	15,920	15,080	14,250	13,750	13,250	12,750	12,250	11,810	11,370	10,940	22,400
68,000	69,000	17,650	16,320	15,480	14,650	14,150	13,650	13,150	12,650	12,160	11,720	11,290	22,850
69,000	70,000	18,050	16,720	15,880	15,050	14,550	14,050	13,550	13,050	12,550	12,070	11,640	23,300
70,000	71,000	18,450	17,120	16,280	15,450	14,950	14,450	13,950	13,450	12,950	12,450	11,990	23,750
71,000	72,000	18,850	17,520	16,680	15,850	15,350	14,850	14,350	13,850	13,350	12,850	12,350	24,200
72,000	73,000	19,250	17,920	17,080	16,250	15,750	15,250	14,750	14,250	13,750	13,250	12,750	24,650
73,000	74,000	19,650	18,320	17,480	16,650	16,150	15,650	15,150	14,650	14,150	13,650	13,150	25,100
74,000	75,000	20,050	18,720	17,880	17,050	16,550	16,050	15,550	15,050	14,550	14,050	13,550	25,550
75,000	76,000	20,450	19,120	18,280	17,450	16,950	16,450	15,950	15,450	14,950	14,450	13,950	26,000
76,000	77,000	20,850	19,520	18,680	17,850	17,350	16,850	16,350	15,850	15,350	14,850	14,350	26,450
77,000	78,000	21,250	19,920	19,080	18,250	17,750	17,250	16,750	16,250	15,750	15,250	14,750	26,900
78,000	79,000	21,650	20,320	19,480	18,650	18,150	17,650	17,150	16,650	16,150	15,650	15,150	27,350
79,000	80,000	22,050	20,720	19,880	19,050	18,550	18,050	17,550	17,050	16,550	16,050	15,550	27,800
80,000	81,500	22,590	21,220	20,380	19,550	19,050	18,550	18,050	17,550	17,050	16,550	16,050	28,250
81,500	83,000	23,260	21,820	20,980	20,150	19,650	19,150	18,650	18,150	17,650	17,150	16,650	28,925
83,000	84,500	23,940	22,440	21,580	20,750	20,250	19,750	19,250	18,750	18,250	17,750	17,250	29,600
84,500	86,000	24,610	23,110	22,180	21,350	20,850	20,350	19,850	19,350	18,850	18,350	17,850	30,275
86,000	87,500	25,290	23,790	22,850	21,950	21,450	20,950	20,450	19,950	19,450	18,950	18,450	30,950
87,500	89,000	25,960	24,460	23,520	22,590	22,050	21,550	21,050	20,550	20,050	19,550	19,050	31,625
89,000	90,500	26,640	25,140	24,200	23,260	22,700	22,150	21,650	21,150	20,650	20,150	19,650	32,300
90,500	92,000	27,310	25,810	24,870	23,940	23,370	22,810	22,250	21,750	21,250	20,750	20,250	32,975
92,000	93,500	27,990	26,490	25,550	24,610	24,050	23,490	22,920	22,360	21,850	21,350	20,850	33,650
93,500	95,000	28,660	27,160	26,220	25,290	24,720	24,160	23,600	23,040	22,470	21,950	21,450	34,325
95,000	97,500	29,560	28,060	27,120	26,190	25,620	25,060	24,500	23,940	23,370	22,810	22,250	35,000
97,500	99,000	30,460	28,960	28,020	27,090	26,520	25,960	25,400	24,840	24,270	23,710	23,150	35,675
99,000	100,500	31,140	29,640	28,700	27,760	27,200	26,640	26,070	25,510	24,950	24,390	23,820	36,500
100,500	102,000	31,810	30,310	29,370	28,440	27,870	27,310	26,750	26,190	25,620	25,060	24,500	37,500
102,000	103,500	32,490	30,990	30,050	29,110	28,550	27,990	27,420	26,860	26,300	25,740	25,170	38,250

イ 月 額 表 (四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											
103,500	105,000	33,160	31,660	30,720	29,790	29,220	28,660	28,100	27,540	26,970	26,410	25,850	39,000
105,000	106,500	33,840	32,340	31,400	30,460	29,900	29,340	28,770	28,210	27,650	27,090	26,520	39,750
106,500	108,000	34,510	33,010	32,070	31,140	30,570	30,010	29,450	28,890	28,320	27,760	27,200	40,500
108,000	109,500	35,190	33,690	32,750	31,810	31,250	30,690	30,120	29,560	29,000	28,440	27,870	41,250
109,500	111,000	35,860	34,360	33,420	32,490	31,920	31,360	30,800	30,240	29,670	29,110	28,550	42,000
111,000	112,500	36,540	35,040	34,100	33,160	32,600	32,040	31,470	30,910	30,350	29,790	29,220	42,750
112,500	114,000	37,210	35,710	34,770	33,840	33,270	32,710	32,150	31,590	31,020	30,460	29,900	43,500
114,000	115,500	37,960	36,390	35,450	34,510	33,950	33,390	32,820	32,260	31,700	31,140	30,570	44,250
115,500	117,000	38,710	37,060	36,120	35,190	34,620	34,060	33,500	32,940	32,370	31,810	31,250	45,000
117,000	118,500	39,460	37,790	36,800	35,860	35,300	34,740	34,170	33,610	33,050	32,490	31,920	45,750
118,500	120,000	40,210	38,540	37,500	36,540	35,970	35,410	34,850	34,290	33,720	33,160	32,600	46,500
120,000	121,500	40,960	39,290	38,250	37,210	36,650	36,090	35,520	34,960	34,400	33,840	33,270	47,250
121,500	123,000	41,710	40,040	39,000	37,960	37,330	36,760	36,200	35,640	35,070	34,510	33,950	48,000
123,000	124,500	42,460	40,790	39,750	38,710	38,080	37,460	36,870	36,310	35,750	35,190	34,620	48,750
124,500	126,000	43,210	41,540	40,500	39,460	38,830	38,210	37,580	36,990	36,420	35,860	35,300	49,500
126,000	127,500	43,960	42,290	41,250	40,210	39,580	38,960	38,330	37,710	37,100	36,540	35,970	50,250
127,500	129,000	44,710	43,040	42,000	40,960	40,330	39,710	39,080	38,460	37,830	37,210	36,650	51,000
129,000	130,500	45,460	43,790	42,750	41,710	41,080	40,460	39,830	39,210	38,580	37,960	37,330	51,750
130,500	132,000	46,210	44,540	43,500	42,460	41,830	41,210	40,580	39,960	39,330	38,710	38,080	52,500
132,000	133,500	46,960	45,290	44,250	43,210	42,580	41,960	41,330	40,710	40,080	39,460	38,830	53,250
133,500	135,000	47,710	46,040	45,000	43,960	43,330	42,710	42,080	41,460	40,830	40,210	39,580	54,000
135,000	136,500	48,460	46,790	45,750	44,710	44,080	43,460	42,830	42,210	41,580	40,960	40,330	54,750
136,500	138,000	49,210	47,540	46,500	45,460	44,830	44,210	43,580	42,960	42,330	41,710	41,080	55,500
138,000	139,500	49,960	48,290	47,250	46,210	45,580	44,960	44,330	43,710	43,080	42,460	41,830	56,250
139,500	140,000	50,460	48,790	47,750	46,710	46,080	45,460	44,830	44,210	43,580	42,960	42,330	57,000
140,000円		50,580	48,920	47,870	46,830	46,210	45,580	44,960	44,330	43,710	43,080	42,460	57,250
140,000円をこえ180,000円に満たない金額	140,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち140,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											57,250円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち140,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	
180,000円	70,580	68,920	67,870	66,830	66,210	65,580	64,960	64,330	63,710	63,080	62,460	77,917	
180,000円をこえ263,000円に満たない金額	180,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち180,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											77,917円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち180,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	
263,000円	116,230	114,570	113,520	112,480	111,860	111,230	110,610	109,980	109,360	108,730	108,110	124,217	
263,000円をこえる金額	263,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち263,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											124,217円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち263,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	

イ 月 額 表 (五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	
以上 未満	税 額										
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに334円を控除した金額											
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに417円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、584円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき417円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考 税額の求め方)

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(ロ)に該当しない者)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から417円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、584円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに334円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。)は、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに334円を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(イ)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき350円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ 週 額 表 (一)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八條第 一項第五 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人
以上	未 満	税 額										額	
円 700	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その週の社会 保険料控除後 の給与の金額 の12%に相当 する金額
700	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その週の社会 保険料控除後 の給与の金額 の14%に相当 する金額
2,000	2,050	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円 293
2,050	2,100	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	303
2,100	2,150	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	313
2,150	2,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	323
2,200	2,250	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	333
2,250	2,300	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	343
2,300	2,350	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	353
2,350	2,400	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	363
2,400	2,450	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	373
2,450	2,500	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	383
2,500	2,550	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	393
2,550	2,600	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	403
2,600	2,650	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	413
2,650	2,700	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	423
2,700	2,750	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	433
2,750	2,800	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	443
2,800	2,850	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	453
2,850	2,900	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	463
2,900	2,950	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	473
2,950	3,000	140	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	483
3,000	3,050	140	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	493
3,050	3,100	150	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	503
3,100	3,150	160	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	513
3,150	3,200	170	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	523
3,200	3,250	180	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	533
3,250	3,300	180	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	543
3,300	3,350	190	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	553
3,350	3,400	200	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	563
3,400	3,450	210	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	573
3,450	3,500	220	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	583
3,500	3,550	220	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	593
3,550	3,600	230	80	10	0	0	0	0	0	0	0	0	603
3,600	3,650	240	80	10	0	0	0	0	0	0	0	0	613
3,650	3,700	250	90	20	0	0	0	0	0	0	0	0	623
3,700	3,750	260	100	20	0	0	0	0	0	0	0	0	635
3,750	3,800	260	110	30	0	0	0	0	0	0	0	0	647
3,800	3,850	270	120	40	0	0	0	0	0	0	0	0	659
3,850	3,900	280	120	40	0	0	0	0	0	0	0	0	671
3,900	3,950	290	130	50	0	0	0	0	0	0	0	0	684
3,950	4,000	300	140	50	0	0	0	0	0	0	0	0	702
4,000	4,050	310	150	60	0	0	0	0	0	0	0	0	720
4,050	4,100	320	160	70	0	0	0	0	0	0	0	0	738
4,100	4,150	330	160	70	0	0	0	0	0	0	0	0	756
4,150	4,200	340	170	80	0	0	0	0	0	0	0	0	774
4,200	4,250	350	180	80	10	0	0	0	0	0	0	0	792

口 週 額 表 (二)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,250	4,300	360	190	90	20	0	0	0	0	0	0	0	810
4,300	4,350	370	200	100	20	0	0	0	0	0	0	0	828
4,350	4,400	380	200	110	30	0	0	0	0	0	0	0	846
4,400	4,450	390	210	110	30	0	0	0	0	0	0	0	864
4,450	4,500	400	220	120	40	0	0	0	0	0	0	0	882
4,500	4,600	410	230	130	50	10	0	0	0	0	0	0	900
4,600	4,700	430	250	150	60	20	0	0	0	0	0	0	936
4,700	4,800	450	260	170	70	30	0	0	0	0	0	0	972
4,800	4,900	470	280	180	90	40	0	0	0	0	0	0	1,008
4,900	5,000	490	300	200	100	50	10	0	0	0	0	0	1,044
5,000	5,100	510	320	210	120	70	20	0	0	0	0	0	1,080
5,100	5,200	530	340	230	130	80	30	0	0	0	0	0	1,116
5,200	5,300	550	360	250	150	90	50	0	0	0	0	0	1,152
5,300	5,400	570	380	260	170	110	60	10	0	0	0	0	1,188
5,400	5,500	590	400	280	180	120	70	30	0	0	0	0	1,224
5,500	5,600	610	420	300	200	140	80	40	0	0	0	0	1,260
5,600	5,700	640	440	320	210	150	100	50	10	0	0	0	1,296
5,700	5,800	660	460	340	230	170	110	60	20	0	0	0	1,332
5,800	5,900	680	480	360	250	190	130	70	30	0	0	0	1,368
5,900	6,000	710	500	380	260	200	140	90	40	0	0	0	1,404
6,000	6,100	730	520	400	280	220	160	100	50	10	0	0	1,440
6,100	6,200	760	540	420	300	230	180	120	70	20	0	0	1,476
6,200	6,300	780	560	440	320	250	190	130	80	30	0	0	1,512
6,300	6,400	800	580	460	340	270	210	150	90	50	0	0	1,557
6,400	6,500	830	600	480	360	280	220	170	110	60	10	0	1,599
6,500	6,600	850	620	500	380	300	240	180	120	70	30	0	1,641
6,600	6,700	880	640	520	400	320	260	200	140	80	40	0	1,683
6,700	6,800	900	670	540	420	340	270	210	160	100	50	10	1,725
6,800	6,900	920	690	560	440	360	290	230	170	110	60	20	1,767
6,900	7,000	950	710	580	460	380	310	250	190	130	70	30	1,809
7,000	7,100	970	740	600	480	400	330	260	200	150	90	40	1,851
7,100	7,200	1,000	760	620	500	420	350	280	220	160	100	60	1,893
7,200	7,300	1,020	790	640	520	440	370	300	240	180	120	70	1,935
7,300	7,400	1,040	810	660	540	460	390	320	250	190	130	80	1,977
7,400	7,500	1,070	830	690	560	480	410	340	270	210	150	90	2,019
7,500	7,600	1,090	860	710	580	500	430	360	280	230	170	110	2,061
7,600	7,700	1,120	880	740	600	520	450	380	300	240	180	120	2,103
7,700	7,800	1,140	910	760	620	540	470	400	320	260	200	140	2,145
7,800	7,900	1,170	930	790	640	570	490	420	350	280	220	160	2,186
7,900	8,000	1,200	960	820	670	590	520	450	370	300	240	180	2,221
8,000	8,100	1,230	990	850	700	620	540	470	400	320	260	200	2,256
8,100	8,200	1,260	1,020	880	730	640	570	500	420	350	280	220	2,291
8,200	8,300	1,290	1,050	910	760	670	590	520	450	370	300	240	2,326
8,300	8,400	1,320	1,080	940	790	700	620	550	470	400	330	260	2,361
8,400	8,500	1,350	1,110	970	820	730	650	570	500	420	350	280	2,396
8,500	8,600	1,380	1,140	1,000	850	760	680	600	520	450	380	300	2,431
8,600	8,700	1,410	1,170	1,030	880	790	710	620	550	470	400	330	2,466
8,700	8,800	1,440	1,200	1,060	910	820	740	650	570	500	430	350	2,501
8,800	8,900	1,470	1,230	1,090	940	850	770	680	600	520	450	380	2,536
8,900	9,000	1,500	1,260	1,120	970	880	800	710	620	550	480	400	2,571

口 週 額 表 (三)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額										額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
9,000	9,100	1,530	1,290	1,150	1,000	910	830	740	650	570	500	430	2,606
9,100	9,200	1,570	1,320	1,180	1,030	940	860	770	680	600	530	450	2,641
9,200	9,300	1,600	1,350	1,210	1,060	970	890	800	710	620	550	480	2,676
9,300	9,400	1,640	1,380	1,240	1,090	1,000	920	830	740	650	580	500	2,711
9,400	9,500	1,670	1,410	1,270	1,120	1,030	950	860	770	680	600	530	2,746
9,500	9,700	1,730	1,460	1,310	1,170	1,080	990	900	820	730	640	570	2,781
9,700	9,900	1,800	1,520	1,370	1,230	1,140	1,050	960	880	790	700	620	2,851
9,900	10,100	1,870	1,590	1,430	1,290	1,200	1,110	1,020	940	850	760	670	2,930
10,100	10,300	1,940	1,660	1,490	1,350	1,260	1,170	1,080	1,000	910	820	730	3,010
10,300	10,500	2,010	1,730	1,560	1,410	1,320	1,230	1,140	1,060	970	880	790	3,090
10,500	10,700	2,080	1,800	1,630	1,470	1,380	1,290	1,200	1,120	1,030	940	850	3,170
10,700	10,900	2,150	1,870	1,700	1,530	1,440	1,350	1,260	1,180	1,090	1,000	910	3,250
10,900	11,100	2,220	1,940	1,770	1,600	1,500	1,410	1,320	1,240	1,150	1,060	970	3,330
11,100	11,300	2,290	2,010	1,840	1,670	1,570	1,470	1,380	1,300	1,210	1,120	1,030	3,410
11,300	11,500	2,360	2,080	1,910	1,740	1,640	1,540	1,440	1,360	1,270	1,180	1,090	3,490
11,500	11,700	2,430	2,150	1,980	1,810	1,710	1,610	1,510	1,420	1,330	1,240	1,150	3,570
11,700	11,900	2,500	2,220	2,050	1,880	1,780	1,680	1,580	1,480	1,390	1,300	1,210	3,650
11,900	12,100	2,570	2,290	2,120	1,950	1,850	1,750	1,650	1,540	1,450	1,360	1,270	3,730
12,100	12,300	2,640	2,360	2,190	2,020	1,920	1,820	1,720	1,610	1,510	1,420	1,330	3,810
12,300	12,500	2,710	2,430	2,260	2,090	1,990	1,890	1,790	1,680	1,580	1,480	1,390	3,890
12,500	12,700	2,780	2,500	2,330	2,160	2,060	1,960	1,860	1,750	1,650	1,550	1,450	3,970
12,700	12,900	2,850	2,570	2,400	2,230	2,130	2,030	1,930	1,820	1,720	1,620	1,520	4,050
12,900	13,100	2,930	2,640	2,470	2,300	2,200	2,100	2,000	1,890	1,790	1,690	1,590	4,130
13,100	13,300	3,010	2,710	2,540	2,370	2,270	2,170	2,070	1,960	1,860	1,760	1,660	4,210
13,300	13,500	3,090	2,780	2,610	2,440	2,340	2,240	2,140	2,030	1,930	1,830	1,730	4,290
13,500	13,700	3,170	2,850	2,680	2,510	2,410	2,310	2,210	2,100	2,000	1,900	1,800	4,370
13,700	13,900	3,250	2,930	2,750	2,580	2,480	2,380	2,280	2,170	2,070	1,970	1,870	4,450
13,900	14,100	3,330	3,010	2,820	2,650	2,550	2,450	2,350	2,240	2,140	2,040	1,940	4,530
14,100	14,300	3,410	3,090	2,900	2,720	2,620	2,520	2,420	2,310	2,210	2,110	2,010	4,610
14,300	14,500	3,490	3,170	2,980	2,790	2,690	2,590	2,490	2,380	2,280	2,180	2,080	4,690
14,500	14,700	3,570	3,250	3,060	2,860	2,760	2,660	2,560	2,450	2,350	2,250	2,150	4,770
14,700	14,900	3,650	3,330	3,140	2,940	2,830	2,730	2,630	2,520	2,420	2,320	2,220	4,850
14,900	15,100	3,730	3,410	3,220	3,020	2,910	2,800	2,700	2,590	2,490	2,390	2,290	4,930
15,100	15,300	3,810	3,490	3,300	3,100	2,990	2,870	2,770	2,660	2,560	2,460	2,360	5,010
15,300	15,500	3,890	3,570	3,380	3,180	3,070	2,950	2,840	2,730	2,630	2,530	2,430	5,090
15,500	15,700	3,970	3,650	3,460	3,260	3,150	3,030	2,910	2,800	2,700	2,600	2,500	5,170
15,700	15,900	4,050	3,730	3,540	3,340	3,230	3,110	2,990	2,880	2,770	2,670	2,570	5,257
15,900	16,100	4,130	3,810	3,620	3,420	3,310	3,190	3,070	2,960	2,840	2,740	2,640	5,347
16,100	16,300	4,210	3,890	3,700	3,500	3,390	3,270	3,150	3,040	2,920	2,810	2,710	5,437
16,300	16,500	4,290	3,970	3,780	3,580	3,470	3,350	3,230	3,120	3,000	2,880	2,780	5,527
16,500	16,700	4,370	4,050	3,860	3,660	3,550	3,430	3,310	3,200	3,080	2,960	2,850	5,617
16,700	16,900	4,450	4,130	3,940	3,740	3,630	3,510	3,390	3,280	3,160	3,040	2,930	5,707
16,900	17,100	4,530	4,210	4,020	3,820	3,710	3,590	3,470	3,360	3,240	3,120	3,010	5,797
17,100	17,300	4,610	4,290	4,100	3,900	3,790	3,670	3,550	3,440	3,320	3,200	3,090	5,887
17,300	17,500	4,690	4,370	4,180	3,980	3,870	3,750	3,630	3,520	3,400	3,280	3,170	5,977
17,500	17,700	4,770	4,450	4,260	4,060	3,950	3,830	3,710	3,600	3,480	3,360	3,250	6,067
17,700	17,900	4,850	4,530	4,340	4,140	4,030	3,910	3,790	3,680	3,560	3,440	3,330	6,157
17,900	18,100	4,930	4,610	4,420	4,220	4,110	3,990	3,870	3,760	3,640	3,520	3,410	6,247
18,100	18,300	5,010	4,690	4,500	4,300	4,190	4,070	3,950	3,840	3,720	3,600	3,490	6,337
18,300	18,500	5,090	4,770	4,580	4,380	4,270	4,150	4,030	3,920	3,800	3,680	3,570	6,427
18,500	18,700	5,170	4,850	4,660	4,460	4,350	4,230	4,110	4,000	3,880	3,760	3,650	6,517
18,700	18,900	5,250	4,930	4,740	4,540	4,430	4,310	4,190	4,080	3,960	3,840	3,730	6,607
18,900	19,100	5,340	5,010	4,820	4,620	4,510	4,390	4,270	4,160	4,040	3,920	3,810	6,697
19,100	19,300	5,430	5,090	4,900	4,700	4,590	4,470	4,350	4,240	4,120	4,000	3,890	6,787
19,300	19,500	5,520	5,170	4,980	4,780	4,670	4,550	4,430	4,320	4,200	4,080	3,970	6,877

口 週 額 表 (四)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											
19,500 円	19,800 円	5,630 円	5,280 円	5,080 円	4,880 円	4,770 円	4,650 円	4,530 円	4,420 円	4,300 円	4,180 円	4,070 円	6,967 円
19,800	20,100	5,770	5,420	5,200	5,000	4,890	4,770	4,650	4,540	4,420	4,300	4,190	7,102
20,100	20,400	5,900	5,550	5,330	5,120	5,010	4,890	4,770	4,660	4,540	4,420	4,310	7,237
20,400	20,700	6,040	5,690	5,470	5,250	5,130	5,010	4,890	4,780	4,660	4,540	4,430	7,372
20,700	21,000	6,170	5,820	5,600	5,390	5,250	5,130	5,010	4,900	4,780	4,660	4,550	7,507
21,000	21,300	6,310	5,960	5,740	5,520	5,390	5,260	5,130	5,020	4,900	4,780	4,670	7,642
21,300	21,600	6,440	6,090	5,870	5,660	5,520	5,390	5,260	5,140	5,020	4,900	4,790	7,777
21,600	21,900	6,580	6,230	6,010	5,790	5,660	5,530	5,400	5,280	5,140	5,020	4,910	7,912
21,900	22,200	6,710	6,360	6,140	5,930	5,790	5,660	5,530	5,400	5,270	5,140	5,030	8,047
22,200	22,500	6,850	6,500	6,280	6,060	5,930	5,800	5,670	5,530	5,400	5,270	5,150	8,182
22,500	22,800	6,980	6,630	6,410	6,200	6,060	5,930	5,800	5,670	5,540	5,410	5,280	8,317
22,800	23,100	7,120	6,770	6,550	6,330	6,200	6,070	5,940	5,800	5,670	5,540	5,410	8,452
23,100	23,400	7,250	6,900	6,680	6,470	6,330	6,200	6,070	5,940	5,810	5,680	5,550	8,587
23,400	23,700	7,390	7,040	6,820	6,600	6,470	6,340	6,210	6,070	5,940	5,810	5,680	8,722
23,700	24,000	7,520	7,170	6,950	6,740	6,600	6,470	6,340	6,210	6,080	5,950	5,820	8,857
24,000	24,300	7,660	7,310	7,090	6,870	6,740	6,610	6,480	6,340	6,210	6,080	5,950	9,025
24,300	24,600	7,790	7,440	7,220	7,010	6,870	6,740	6,610	6,480	6,350	6,220	6,090	9,175
24,600	24,900	7,930	7,580	7,360	7,140	7,010	6,880	6,750	6,610	6,480	6,350	6,220	9,325
24,900	25,200	8,060	7,710	7,490	7,280	7,140	7,010	6,880	6,750	6,620	6,490	6,360	9,475
25,200	25,500	8,200	7,850	7,630	7,410	7,280	7,150	7,020	6,880	6,750	6,620	6,490	9,625
25,500	25,800	8,330	7,980	7,760	7,550	7,410	7,280	7,150	7,020	6,890	6,760	6,630	9,775
25,800	26,100	8,470	8,120	7,900	7,680	7,550	7,420	7,290	7,150	7,020	6,890	6,760	9,925
26,100	26,400	8,600	8,250	8,030	7,820	7,680	7,550	7,420	7,290	7,160	7,030	6,900	10,075
26,400	26,700	8,740	8,390	8,170	7,950	7,820	7,690	7,560	7,420	7,290	7,160	7,030	10,225
26,700	27,000	8,890	8,520	8,300	8,090	7,950	7,820	7,690	7,560	7,430	7,300	7,170	10,375
27,000	27,300	9,040	8,680	8,440	8,220	8,090	7,960	7,830	7,690	7,560	7,430	7,300	10,525
27,300	27,600	9,190	8,800	8,570	8,360	8,220	8,090	7,960	7,830	7,700	7,570	7,440	10,675
27,600	27,900	9,340	8,950	8,710	8,490	8,360	8,230	8,100	7,960	7,830	7,700	7,570	10,825
27,900	28,200	9,490	9,100	8,860	8,630	8,490	8,360	8,230	8,100	7,970	7,840	7,710	10,975
28,200	28,500	9,640	9,250	9,010	8,770	8,630	8,500	8,370	8,230	8,100	7,970	7,840	11,125
28,500	28,800	9,790	9,400	9,160	8,920	8,770	8,630	8,500	8,370	8,240	8,110	7,980	11,275
28,800	29,100	9,940	9,550	9,310	9,070	8,920	8,780	8,640	8,500	8,370	8,240	8,110	11,425
29,100	29,400	10,090	9,700	9,460	9,220	9,070	8,930	8,780	8,640	8,510	8,380	8,250	11,575
29,400	29,700	10,240	9,850	9,610	9,370	9,220	9,080	8,930	8,790	8,640	8,510	8,380	11,725
29,700	30,000	10,390	10,000	9,760	9,520	9,370	9,230	9,080	8,930	8,790	8,650	8,520	11,875
30,000	30,300	10,540	10,150	9,910	9,670	9,520	9,380	9,230	9,080	8,940	8,790	8,650	12,025
30,300	30,600	10,690	10,300	10,060	9,820	9,670	9,530	9,380	9,230	9,090	8,940	8,800	12,175
30,600	30,900	10,840	10,450	10,210	9,970	9,820	9,680	9,530	9,380	9,240	9,090	8,950	12,325
30,900	31,200	10,990	10,600	10,360	10,120	9,970	9,830	9,680	9,530	9,390	9,240	9,100	12,475
31,200	31,500	11,140	10,750	10,510	10,270	10,120	9,980	9,830	9,680	9,540	9,390	9,250	12,625
31,500	31,800	11,290	10,900	10,660	10,420	10,270	10,130	9,980	9,830	9,690	9,540	9,400	12,775
31,800	32,100	11,440	11,050	10,810	10,570	10,420	10,280	10,130	9,980	9,840	9,690	9,550	12,925
32,100	32,400	11,590	11,200	10,960	10,720	10,570	10,430	10,280	10,130	9,990	9,840	9,700	13,075
32,400	32,700	11,740	11,350	11,110	10,870	10,720	10,580	10,430	10,280	10,140	9,990	9,850	13,225
32,700	33,000	11,890	11,500	11,260	11,020	10,870	10,730	10,580	10,430	10,290	10,140	10,000	13,375
33,000 円		11,970	11,580	11,340	11,090	10,950	10,800	10,650	10,510	10,360	10,220	10,070	13,525
33,000 円をこ え 42,000 円に 満たない金額	33,000 円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 33,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額												13,525 円に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 33,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額
42,000 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	16,470	16,080	15,840	15,590	15,450	15,300	15,150	15,010	14,860	14,720	14,570		18,181

口 週 額 表 (五)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											
42,000円をこ え61,500円に 満たない金額	42,000円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち42,000円 をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											18,181円に、 その週の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち42,000 円をこえる金 額の55%に相 当する金額を 加算した金額
61,500円	27,200 ^円	26,800 ^円	26,560 ^円	26,320 ^円	26,170 ^円	26,030 ^円	25,880 ^円	25,730 ^円	25,590 ^円	25,440 ^円	25,300 ^円	29,064 ^円
61,500円をこ える金額	61,500円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち61,500円 をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											29,064円に、 その週の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち61,500 円をこえる金 額の60%に相 当する金額を 加算した金額
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえ る1人ごとに78円を控除した金額												
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに98円(こ れらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるとき は、137円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき98円を、上の各欄に よつて求めた税額から控除した金額												

(備考 税額の求め方)

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(ロに該当しない者)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその週の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から98円(これらの控除が認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、137円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。)は、その者のその週の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに78円を控除した金額)が、その求める税額である。

㊦ 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(ハ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ニ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(ハ)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき80円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

ハ 日 額 表 (一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人
以 上	未 満	税 額										額	額	
円 100円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
100	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円
300	310	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45
310	320	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47
320	330	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49
330	340	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51
340	350	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53
350	360	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55
360	370	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57
370	380	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59
380	390	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61
390	400	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63
400	410	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65
410	420	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67
420	430	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69
430	440	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71
440	450	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73
450	460	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75
460	470	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77
470	480	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79
480	490	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81
490	500	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83
500	510	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85
510	520	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87
520	530	35	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89
530	540	35	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91
540	550	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93
550	560	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96
560	570	40	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98
570	580	45	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102
580	590	45	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105
590	600	50	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109
600	610	50	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	113
610	620	50	25	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	116
620	630	55	30	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	120
630	640	55	30	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	123
640	650	60	30	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	127
650	660	60	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	131
660	670	60	35	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	134
670	680	65	35	25	10	5	0	0	0	0	0	0	0	138
680	690	65	40	25	10	5	0	0	0	0	0	0	0	141
690	700	70	40	25	10	5	0	0	0	0	0	0	0	145

ハ 日 額 表 (二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 五号の規 定による税 額	丙 第三 十八条第 六号の規 定による税 額		
		扶 養 親 族 の 数														
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人				
以 上	未 満	税 額											額	額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
700	720	70	45	30	15	5	0	0	0	0	0	0	149	0		
720	740	75	45	30	15	10	5	0	0	0	0	0	153	0		
740	760	80	50	35	20	10	5	0	0	0	0	0	163	0		
760	780	85	55	40	25	15	10	0	0	0	0	0	170	0		
780	800	85	60	40	25	20	10	5	0	0	0	0	177	0		
800	820	90	65	45	30	20	15	5	0	0	0	0	185	0		
820	840	95	65	50	35	25	15	10	5	0	0	0	192	1		
840	860	100	70	55	35	30	20	10	5	0	0	0	199	3		
860	880	105	75	55	40	30	25	15	5	0	0	0	206	6		
880	900	110	80	60	45	35	25	20	10	5	0	0	213	8		
900	920	115	85	65	50	40	30	20	15	5	0	0	222	11		
920	940	120	85	70	50	40	35	25	15	10	0	0	231	13		
940	960	125	90	75	55	45	35	25	20	10	5	0	239	15		
960	980	130	95	75	60	50	40	30	20	15	5	0	248	19		
980	1,000	135	100	80	65	55	45	35	25	15	10	5	256	22		
1,000	1,020	140	105	85	70	55	45	35	30	20	10	5	264	25		
1,020	1,040	145	110	90	70	60	50	40	30	25	15	10	273	29		
1,040	1,060	150	115	95	75	65	55	45	35	25	20	10	281	32		
1,060	1,080	155	120	100	80	70	60	50	40	30	20	15	290	35		
1,080	1,100	160	125	105	85	75	65	50	40	35	25	15	298	38		
1,100	1,120	165	130	110	90	75	65	55	45	35	30	20	306	41		
1,120	1,140	170	135	115	95	80	70	60	50	40	30	25	315	45		
1,140	1,160	175	140	120	100	85	75	65	55	45	35	25	322	48		
1,160	1,180	180	145	125	105	95	80	70	60	50	40	30	329	51		
1,180	1,200	185	155	130	110	100	85	75	65	55	45	35	336	54		
1,200	1,220	195	160	140	115	105	90	80	70	60	50	40	343	57		
1,220	1,240	200	165	145	125	110	100	85	75	65	55	45	350	61		
1,240	1,260	205	170	150	130	115	105	90	80	70	60	50	357	65		
1,260	1,280	210	175	155	135	125	110	95	85	75	65	55	364	69		
1,280	1,300	220	185	160	140	130	115	105	90	80	70	60	371	73		
1,300	1,320	225	190	170	145	135	120	110	95	85	75	65	378	77		
1,320	1,340	230	195	175	155	140	130	115	105	90	80	70	385	81		
1,340	1,360	240	200	180	160	145	135	120	110	95	85	75	392	85		
1,360	1,380	245	205	185	165	155	140	125	115	100	90	80	399	89		
1,380	1,400	255	215	190	170	160	145	135	120	110	95	85	406	93		
1,400	1,420	260	220	200	175	165	150	140	125	115	100	90	414	97		
1,420	1,440	265	230	205	185	170	160	145	135	120	110	95	422	101		
1,440	1,460	275	235	210	190	175	165	150	140	125	115	100	430	105		
1,460	1,480	280	240	215	195	185	170	155	145	130	120	105	438	109		
1,480	1,500	290	250	225	200	190	175	165	150	140	125	115	446	113		
1,500	1,530	295	255	235	210	195	185	170	160	145	135	120	454	117		
1,530	1,560	305	270	245	220	205	190	180	165	155	140	130	466	125		
1,560	1,590	320	280	255	230	215	200	190	175	165	150	140	478	134		
1,590	1,620	330	290	265	240	225	210	200	185	175	160	145	490	143		
1,620	1,650	340	300	275	250	235	220	205	195	180	170	155	502	152		
1,650	1,680	350	310	285	260	245	230	215	205	190	180	165	514	161		
1,680	1,710	360	320	295	270	255	240	225	210	200	185	175	526	170		
1,710	1,740	370	330	305	280	265	255	240	225	210	195	185	538	179		
1,740	1,770	380	340	315	290	280	265	250	235	220	205	190	550	188		
1,770	1,800	390	350	325	305	290	275	260	245	230	215	200	562	197		

ハ 日 額 表 (三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以 上	未 満	税 額													
1,800	1,830	400	360	340	315	300	285	270	255	240	225	210	574	206	
1,830	1,860	415	375	350	325	310	295	280	265	250	235	220	586	215	
1,860	1,890	425	385	360	335	320	305	290	275	260	245	230	598	224	
1,890	1,920	435	395	370	345	330	315	300	285	270	255	240	610	233	
1,920	1,950	450	405	380	355	340	325	310	295	280	265	255	622	242	
1,950	1,980	460	415	390	365	350	335	320	305	290	280	265	634	251	
1,980	2,010	475	430	400	375	360	345	330	320	305	290	275	646	260	
2,010	2,040	485	440	410	385	370	360	345	330	315	300	285	658	269	
2,040	2,070	495	450	425	395	385	370	355	340	325	310	295	670	278	
2,070	2,100	510	465	435	410	395	380	365	350	335	320	305	682	287	
2,100	2,130	520	475	450	420	405	390	375	360	345	330	315	694	297	
2,130	2,160	535	490	460	430	415	400	385	370	355	340	325	706	306	
2,160	2,190	545	500	470	445	430	410	395	380	365	350	335	718	315	
2,190	2,220	555	510	485	455	440	425	405	390	375	360	345	730	324	
2,220	2,250	570	525	495	470	450	435	420	400	385	370	360	742	333	
2,250	2,280	580	535	510	480	465	445	430	415	395	385	370	755	342	
2,280	2,310	595	550	520	490	475	460	440	425	410	395	380	767	351	
2,310	2,340	605	560	530	505	490	470	455	435	420	405	390	779	360	
2,340	2,370	615	570	545	515	500	485	465	450	430	415	400	791	369	
2,370	2,400	630	585	555	530	510	495	480	460	445	430	410	803	378	
2,400	2,430	640	595	570	540	525	505	490	475	455	440	425	815	387	
2,430	2,460	655	610	580	550	535	520	500	485	470	450	435	827	396	
2,460	2,490	665	620	590	565	550	530	515	495	480	465	445	839	405	
2,490	2,520	675	630	605	575	560	545	525	510	490	475	460	851	414	
2,520	2,550	690	645	615	590	570	555	540	520	505	490	470	863	423	
2,550	2,580	700	655	630	600	585	565	550	535	515	500	485	875	432	
2,580	2,610	715	670	640	610	595	580	560	545	530	510	495	887	441	
2,610	2,640	725	680	650	625	610	590	575	555	540	525	505	899	450	
2,640	2,670	735	690	665	635	620	605	585	570	550	535	520	911	459	
2,670	2,700	750	705	675	650	630	615	600	580	565	550	530	923	468	
2,700	2,750	770	720	690	665	650	630	615	595	580	565	545	935	477	
2,750	2,800	790	740	710	685	670	650	635	615	600	585	565	947	486	
2,800	2,850	815	765	730	705	690	670	655	635	620	605	585	959	495	
2,850	2,900	835	785	755	725	710	690	675	655	640	625	605	971	504	
2,900	2,950	860	810	775	745	730	710	695	675	660	645	625	983	513	
2,950	3,000	880	830	800	765	750	730	715	695	680	665	645	995	522	
3,000	3,050	905	855	820	790	770	750	735	715	700	685	665	1,007	531	
3,050	3,100	925	875	845	810	795	775	765	735	720	705	685	1,019	540	
3,100	3,150	950	900	865	835	815	795	780	760	740	725	705	1,031	549	
3,150	3,200	970	920	890	855	840	820	800	780	765	745	725	1,043	558	
3,200	3,250	995	945	910	880	860	840	825	805	785	765	745	1,055	567	
3,250	3,300	1,015	965	935	900	885	865	845	825	810	790	770	1,067	576	
3,300	3,350	1,040	990	955	925	905	885	870	850	830	810	790	1,079	585	
3,350	3,400	1,060	1,010	980	945	930	910	890	870	855	835	815	1,091	594	
3,400	3,450	1,085	1,035	1,000	970	950	930	915	895	875	855	835	1,103	603	
3,450	3,500	1,105	1,055	1,025	990	975	955	935	915	900	880	860	1,115	612	
3,500	3,550	1,130	1,080	1,045	1,015	995	975	960	940	920	900	880	1,127	621	
3,550	3,600	1,150	1,100	1,070	1,035	1,020	1,000	980	960	945	925	905	1,139	630	
3,600	3,650	1,175	1,125	1,090	1,060	1,040	1,020	1,005	985	965	945	925	1,151	639	
3,650	3,700	1,195	1,145	1,115	1,080	1,065	1,045	1,025	1,005	990	970	950	1,163	648	

ハ 日 額 表 (四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額											額	額
3,700	3,750	1,220	1,170	1,135	1,105	1,085	1,065	1,050	1,030	1,010	990	970	1,426	900
3,750	3,800	1,240	1,190	1,160	1,125	1,110	1,090	1,070	1,050	1,035	1,015	995	1,451	920
3,800	3,850	1,265	1,215	1,180	1,150	1,130	1,110	1,095	1,075	1,055	1,035	1,015	1,476	940
3,850	3,900	1,290	1,235	1,205	1,170	1,155	1,135	1,115	1,095	1,080	1,060	1,040	1,501	960
3,900	3,950	1,315	1,260	1,225	1,195	1,175	1,155	1,140	1,120	1,100	1,080	1,060	1,526	980
3,950	4,000	1,340	1,285	1,250	1,215	1,200	1,180	1,160	1,140	1,125	1,105	1,085	1,551	1,000
4,000	4,050	1,365	1,310	1,275	1,240	1,220	1,200	1,185	1,165	1,145	1,125	1,105	1,576	1,021
4,050	4,100	1,390	1,335	1,300	1,265	1,245	1,225	1,205	1,185	1,170	1,150	1,130	1,601	1,044
4,100	4,150	1,415	1,360	1,325	1,290	1,270	1,245	1,230	1,210	1,190	1,170	1,150	1,626	1,066
4,150	4,200	1,440	1,385	1,350	1,315	1,295	1,270	1,250	1,230	1,215	1,195	1,175	1,651	1,089
4,200	4,250	1,465	1,410	1,375	1,340	1,320	1,295	1,275	1,255	1,235	1,215	1,195	1,676	1,111
4,250	4,300	1,490	1,435	1,400	1,365	1,345	1,320	1,300	1,280	1,260	1,240	1,220	1,701	1,134
4,300	4,350	1,515	1,460	1,425	1,390	1,370	1,345	1,325	1,305	1,285	1,265	1,240	1,726	1,156
4,350	4,400	1,540	1,485	1,450	1,415	1,395	1,370	1,350	1,330	1,310	1,290	1,265	1,751	1,179
4,400	4,450	1,565	1,510	1,475	1,440	1,420	1,395	1,375	1,355	1,335	1,315	1,290	1,776	1,201
4,450	4,500	1,590	1,535	1,500	1,465	1,445	1,420	1,400	1,380	1,360	1,340	1,315	1,801	1,224
4,500	4,550	1,615	1,560	1,525	1,490	1,470	1,445	1,425	1,405	1,385	1,365	1,340	1,826	1,246
4,550	4,600	1,640	1,585	1,550	1,515	1,495	1,470	1,450	1,430	1,410	1,390	1,365	1,851	1,268
4,600	4,650	1,665	1,610	1,575	1,540	1,520	1,495	1,475	1,455	1,435	1,415	1,390	1,876	1,291
4,650	4,700	1,690	1,635	1,600	1,565	1,545	1,520	1,500	1,480	1,460	1,440	1,415	1,901	1,314
4,700円		1,705	1,645	1,610	1,575	1,555	1,535	1,515	1,495	1,470	1,450	1,430	1,926	1,336
4,700円をこえ 6,000円に満た ない金額	4,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 4,700円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											1,926円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 4,700円を こえる金額 の50%に 相当する金 額を加算し た金額	1,336円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 4,700円を こえる金額 の50%に 相当する金 額を加算し た金額	
6,000円		2,355	2,295	2,260	2,225	2,205	2,185	2,165	2,145	2,120	2,100	2,080	2,599	1,986
6,000円をこえ 8,780円に満た ない金額	6,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											2,599円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 6,000円を こえる金額 の55%に 相当する金 額を加算し た金額	1,986円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 6,000円を こえる金額 の55%に 相当する金 額を加算し た金額	
8,780円		3,880	3,825	3,790	3,755	3,735	3,715	3,695	3,670	3,650	3,630	3,610	4,150	3,515
8,780円をこえ る金額	8,780円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 8,780円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											4,150円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 8,780円を こえる金額 の60%に 相当する金 額を加算し た金額	3,515円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 8,780円を こえる金額 の60%に 相当する金 額を加算し た金額	

ハ 日 額 表 (五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
	扶 養 親 族 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人			10 人
以 上	未 満	税 額											
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額												従たる給与に ついての申告 書が提出され ていない場合 には、当該申 告された扶養 親族の人数に 応じて、扶養 親族1人ごと に12円を、上 の各欄によつて求めた税額から 控除した金額	
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに14円(これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、20円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき14円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													

(備考 税額の求め方)

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(以下に該当しない者)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から14円(これらの控除が認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、20円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。)は、

(イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに12円を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 日雇労働者の受ける給与(第三十八条第一項第六号の給与をいう。)については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(イ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がないものとみなして(イ)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき10円を控除した金額が、その求める税額である。

並びに同条第四項の規定による賞与の金額に乘すべき率の表)

規定の適用がある場合										乙第三十八条 第一項第七号 ロの規定の適用がある場合	
族の人数											
6人		7人		8人		9人		10人以上			
除後の給与の金額										前月の社会保険料控除後の給与の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
17,900円	18,500円	19,200円	19,800円	20,400円	21,100円	21,700円	22,400円	22,900円	23,700円	100円	400円
17,900	18,500	19,200	19,800	20,400	21,100	21,700	22,400	22,900	23,700	100	400
18,500	19,200	19,800	20,500	21,100	21,900	22,400	23,200	23,700	24,600	400	800
19,200	19,900	20,500	21,300	21,900	22,700	23,200	24,100	24,600	25,500	800	1,300
19,900	20,600	21,300	22,000	22,700	23,400	24,100	25,000	25,500	26,200	1,300	1,700
20,600	21,200	22,000	22,600	23,400	24,000	25,000	26,000	26,200	26,900	1,700	2,100
21,200	21,800	22,600	23,300	24,000	24,800	26,000	26,400	26,900	27,500	2,100	2,500
21,800	22,700	23,300	24,000	24,800	25,500	26,400	26,900	27,500	28,100	2,500	2,800
22,700	25,000	24,000	26,400	25,500	27,300	26,900	28,100	28,100	28,900	2,800	3,100
25,000	26,900	26,400	27,500	27,300	28,300	28,100	29,100	28,900	29,900	3,100	7,400
26,900	28,300	27,500	28,900	28,300	29,500	29,100	30,100	29,900	31,000	7,400	8,300
28,300	29,700	28,900	30,300	29,500	31,000	30,100	31,600	31,000	32,300	8,300	13,500
29,700	30,600	30,300	31,500	31,000	32,300	31,600	33,100	32,300	34,100	13,500	15,000
30,600	32,000	31,500	32,600	32,300	33,300	33,100	34,500	34,100	35,600	15,000	15,400
32,000	33,700	32,600	34,800	33,300	36,000	34,500	37,100	35,600	38,200	15,400	18,400
33,700	39,700	34,800	40,700	36,000	41,700	37,100	42,700	38,200	43,700	18,400	21,800
39,700	43,100	40,700	44,200	41,700	45,300	42,700	46,400	43,700	47,500	21,800	23,500
43,100	47,200	44,200	48,400	45,300	49,600	46,400	50,800	47,500	52,000	23,500	25,300
47,200	55,200	48,400	56,300	49,600	57,300	50,800	58,300	52,000	59,400	25,300	34,700
55,200	60,200	56,300	61,400	57,300	62,500	58,300	63,600	59,400	64,800	34,700	37,900
60,200	73,000	61,400	74,000	62,500	75,000	63,600	76,000	64,800	77,000	37,900	53,300
73,000	79,400	74,000	80,400	75,000	81,500	76,000	82,600	77,000	83,700	53,300	58,000
79,400	86,900	80,400	88,100	81,500	89,300	82,600	90,500	83,700	91,700	58,000	63,500
86,900	103,800	88,100	104,900	89,300	105,900	90,500	106,900	91,700	108,000	63,500	83,300
103,800	113,300	104,900	114,400	105,900	115,500	106,900	116,700	108,000	117,800	83,300	90,900
113,300	153,000	114,400	154,000	115,500	155,000	116,700	156,000	117,800	157,000	90,900	113,300
153,000	166,300	154,000	167,400	155,000	168,500	156,000	169,500	157,000	170,700	113,300	144,900
166,300	182,200	167,400	183,300	168,500	184,500	169,500	185,700	170,700	186,900	144,900	176,600
182,200	228,800	183,300	229,800	184,500	230,900	185,700	231,900	186,900	233,000	176,600	208,300
228,800	249,600	229,800	250,700	230,900	251,900	231,900	253,000	233,000	254,200	208,300	227,300
249,600円以上		250,700円以上		251,900円以上		253,000円以上		254,200円以上		227,300円以上	

た社会保険料の金額を控除し、

除後の給与の金額」欄において該当する行を求める。

率である。

ているときを含む。)は、(2)に該当する場合を除き、

る行を求める。

率である。

手から控除された社会保険料の金額を控除した後の金額が零であるときは、この表によらず、第三十八条第一項第七

順位の扶養親族のないもの、(2)扶養親族の数が3人以下で、(4)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順
又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がないものとみなして(1)により求めた率が、

別表第四 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ及びロ

賞与の 金額に 乗ずべ き率	第三十八条第一項第七号イの											
	扶 養 親											
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0%	6,700円	未満	10,000円	未満	12,100円	未満	14,200円	未満	15,400円	未満	16,700円	未満
2	6,700	6,900	10,000	10,300	12,100	12,500	14,200	14,700	15,400	15,900	16,700	17,200
4	6,900	7,100	10,300	10,700	12,500	13,000	14,700	15,200	15,900	16,500	17,200	17,900
6	7,100	7,400	10,700	11,100	13,000	13,400	15,200	15,700	16,500	17,100	17,900	18,500
8	7,400	7,700	11,100	11,500	13,400	13,900	15,700	16,300	17,100	17,800	18,500	19,200
10	7,700	8,000	11,500	12,000	13,900	14,500	16,300	16,900	17,800	18,300	19,200	19,800
12	8,000	8,300	12,000	12,500	14,500	15,000	16,900	17,400	18,300	18,900	19,800	20,300
14	8,300	10,200	12,500	13,900	15,000	16,200	17,400	18,500	18,900	19,900	20,300	21,300
16	10,200	11,400	13,900	15,600	16,200	18,200	18,500	20,800	19,900	22,200	21,300	23,600
18	11,400	14,800	15,600	18,500	18,200	20,800	20,800	23,200	22,200	24,600	23,600	26,000
20	14,800	18,000	18,500	20,800	20,800	23,400	23,200	26,000	24,600	27,000	26,000	27,600
22	18,000	21,300	20,800	25,000	23,400	26,900	26,000	27,800	27,000	28,300	27,600	28,900
24	21,300	23,900	25,000	26,800	26,900	28,100	27,800	29,000	28,300	29,500	28,900	30,100
26	23,900	27,300	26,800	28,600	28,100	29,400	29,000	30,300	29,500	30,900	30,100	31,400
28	27,300	29,700	28,600	30,800	29,400	31,300	30,300	31,700	30,900	32,300	31,400	32,900
30	29,700	32,000	30,800	33,300	31,300	34,400	31,700	35,800	32,300	36,600	32,900	37,500
32	32,000	33,300	33,300	36,200	34,400	38,000	35,800	39,900	36,600	41,000	37,500	42,000
34	33,300	36,500	36,200	39,700	38,000	41,700	39,900	43,700	41,000	44,900	42,000	46,000
36	36,500	45,800	39,700	48,600	41,700	50,300	43,700	52,100	44,900	53,100	46,000	54,200
38	45,800	50,000	48,600	53,000	50,300	54,900	52,100	56,800	53,100	58,000	54,200	59,100
40	50,000	59,800	53,000	62,800	54,900	64,600	56,800	66,500	58,000	71,000	59,100	72,000
42	59,800	69,600	62,800	72,500	64,600	74,300	66,500	76,100	71,000	77,200	72,000	78,300
44	69,600	76,200	72,500	79,400	74,300	81,400	76,100	83,300	77,200	84,500	78,300	85,700
46	76,200	94,400	79,400	97,200	81,400	98,900	83,300	100,700	84,500	101,700	85,700	102,800
48	94,400	103,000	97,200	106,000	98,900	107,900	100,700	109,900	101,700	111,000	102,800	112,100
50	103,000	129,800	106,000	132,700	107,900	134,600	109,900	150,000	111,000	151,000	112,100	151,900
52	129,800	156,500	132,700	159,400	134,600	161,200	150,000	163,000	151,000	164,100	151,900	165,200
54	156,500	171,400	159,400	174,600	161,200	176,600	163,000	178,600	164,100	179,800	165,200	180,900
56	171,400	219,400	174,600	222,200	176,600	224,000	178,600	225,700	179,800	226,700	180,900	227,800
58	219,400	239,400	222,200	242,400	224,000	244,300	225,700	246,200	226,700	247,300	227,800	248,500
60	239,400円以上		242,400円以上		244,300円以上		246,200円以上		247,300円以上		248,500円以上	

(備考 賞与の金額に乘ずべき率の求め方)

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(ロに該当しない者)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から、当該給与から控除され

(ロ) 次に、その者の申告された扶養親族の数と(イ)による控除後の給与の金額とに応じ、甲欄の「前月の社会保

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出され

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、

(ロ) (イ)による控除後の給与の金額に応じ、乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄において該当す

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつたとき及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額から当該給

号ハ及びロの規定により税額を計算する。

(ロ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1

位の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの

その求める率である。(ハ)の(3)と同様の場合には、(ロ)の(3)に準じて税額を計算する。)

別表第六の附表

(一)

給与の金額		給与所得 控除後の 給与の金 額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の金 額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の金 額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の金 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
100,630	101,000	80,500	149,000	150,000	119,200	199,000	200,000	159,200	249,000	250,000	199,200
100,630	101,000	80,500	150,000	151,000	120,000	200,000	201,000	160,000	250,000	251,000	200,000
101,000	102,000	80,800	151,000	152,000	120,800	201,000	202,000	160,800	251,000	252,000	200,800
102,000	103,000	81,600	152,000	153,000	121,600	202,000	203,000	161,600	252,000	253,000	201,600
103,000	104,000	82,400	153,000	154,000	122,400	203,000	204,000	162,400	253,000	254,000	202,400
104,000	105,000	83,200	154,000	155,000	123,200	204,000	205,000	163,200	254,000	255,000	203,200
105,000	106,000	84,000	155,000	156,000	124,000	205,000	206,000	164,000	255,000	256,000	204,000
106,000	107,000	84,800	156,000	157,000	124,800	206,000	207,000	164,800	256,000	257,000	204,800
107,000	108,000	85,600	157,000	158,000	125,600	207,000	208,000	165,600	257,000	258,000	205,600
108,000	109,000	86,400	158,000	159,000	126,400	208,000	209,000	166,400	258,000	259,000	206,400
109,000	110,000	87,200	159,000	160,000	127,200	209,000	210,000	167,200	259,000	260,000	207,200
110,000	111,000	88,000	160,000	161,000	128,000	210,000	211,000	168,000	260,000	261,000	208,000
111,000	112,000	88,800	161,000	162,000	128,800	211,000	212,000	168,800	261,000	262,000	208,800
112,000	113,000	89,600	162,000	163,000	129,600	212,000	213,000	169,600	262,000	263,000	209,600
113,000	114,000	90,400	163,000	164,000	130,400	213,000	214,000	170,400	263,000	264,000	210,400
114,000	115,000	91,200	164,000	165,000	131,200	214,000	215,000	171,200	264,000	265,000	211,200
115,000	116,000	92,000	165,000	166,000	132,000	215,000	216,000	172,000	265,000	266,000	212,000
116,000	117,000	92,800	166,000	167,000	132,800	216,000	217,000	172,800	266,000	267,000	212,800
117,000	118,000	93,600	167,000	168,000	133,600	217,000	218,000	173,600	267,000	268,000	213,600
118,000	119,000	94,400	168,000	169,000	134,400	218,000	219,000	174,400	268,000	269,000	214,400
119,000	120,000	95,200	169,000	170,000	135,200	219,000	220,000	175,200	269,000	270,000	215,200
120,000	121,000	96,000	170,000	171,000	136,000	220,000	221,000	176,000	270,000	271,000	216,000
121,000	122,000	96,800	171,000	172,000	136,800	221,000	222,000	176,800	271,000	272,000	216,800
122,000	123,000	97,600	172,000	173,000	137,600	222,000	223,000	177,600	272,000	273,000	217,600
123,000	124,000	98,400	173,000	174,000	138,400	223,000	224,000	178,400	273,000	274,000	218,400
124,000	125,000	99,200	174,000	175,000	139,200	224,000	225,000	179,200	274,000	275,000	219,200
125,000	126,000	100,000	175,000	176,000	140,000	225,000	226,000	180,000	275,000	276,000	220,000
126,000	127,000	100,800	176,000	177,000	140,800	226,000	227,000	180,800	276,000	277,000	220,800
127,000	128,000	101,600	177,000	178,000	141,600	227,000	228,000	181,600	277,000	278,000	221,600
128,000	129,000	102,400	178,000	179,000	142,400	228,000	229,000	182,400	278,000	279,000	222,400
129,000	130,000	103,200	179,000	180,000	143,200	229,000	230,000	183,200	279,000	280,000	223,200
130,000	131,000	104,000	180,000	181,000	144,000	230,000	231,000	184,000	280,000	281,000	224,000
131,000	132,000	104,800	181,000	182,000	144,800	231,000	232,000	184,800	281,000	282,000	224,800
132,000	133,000	105,600	182,000	183,000	145,600	232,000	233,000	185,600	282,000	283,000	225,600
133,000	134,000	106,400	183,000	184,000	146,400	233,000	234,000	186,400	283,000	284,000	226,400
134,000	135,000	107,200	184,000	185,000	147,200	234,000	235,000	187,200	284,000	285,000	227,200
135,000	136,000	108,000	185,000	186,000	148,000	235,000	236,000	188,000	285,000	286,000	228,000
136,000	137,000	108,800	186,000	187,000	148,800	236,000	237,000	188,800	286,000	287,000	228,800
137,000	138,000	109,600	187,000	188,000	149,600	237,000	238,000	189,600	287,000	288,000	229,600
138,000	139,000	110,400	188,000	189,000	150,400	238,000	239,000	190,400	288,000	289,000	230,400
139,000	140,000	111,200	189,000	190,000	151,200	239,000	240,000	191,200	289,000	290,000	231,200
140,000	141,000	112,000	190,000	191,000	152,000	240,000	241,000	192,000	290,000	291,000	232,000
141,000	142,000	112,800	191,000	192,000	152,800	241,000	242,000	192,800	291,000	292,000	232,800
142,000	143,000	113,600	192,000	193,000	153,600	242,000	243,000	193,600	292,000	293,000	233,600
143,000	144,000	114,400	193,000	194,000	154,400	243,000	244,000	194,400	293,000	294,000	234,400
144,000	145,000	115,200	194,000	195,000	155,200	244,000	245,000	195,200	294,000	295,000	235,200
145,000	146,000	116,000	195,000	196,000	156,000	245,000	246,000	196,000	295,000	296,000	236,000
146,000	147,000	116,800	196,000	197,000	156,800	246,000	247,000	196,800	296,000	297,000	236,800
147,000	148,000	117,600	197,000	198,000	157,600	247,000	248,000	197,600	297,000	298,000	237,600
148,000	149,000	118,400	198,000	199,000	158,400	248,000	249,000	198,400	298,000	299,000	238,400

別表第六の附表を次のように改める。

昭和三十一年三月六日 衆議院會議第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外五案

(二)

給与の金額		給与所得 控除後の 給与の金 額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の金 額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の金 額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の金 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
299,000	300,000	239,200	329,000	330,000	263,200	359,000	360,000	287,200	389,000	390,000	311,200
300,000	301,000	240,000	330,000	331,000	264,000	360,000	361,000	288,000	390,000	391,000	312,000
301,000	302,000	240,800	331,000	332,000	264,800	361,000	362,000	288,800	391,000	392,000	312,800
302,000	303,000	241,600	332,000	333,000	265,600	362,000	363,000	289,600	392,000	393,000	313,600
303,000	304,000	242,400	333,000	334,000	266,400	363,000	364,000	290,400	393,000	394,000	314,400
304,000	305,000	243,200	334,000	335,000	267,200	364,000	365,000	291,200	394,000	395,000	315,200
305,000	306,000	244,000	335,000	336,000	268,000	365,000	366,000	292,000	395,000	396,000	316,000
306,000	307,000	244,800	336,000	337,000	268,800	366,000	367,000	292,800	396,000	397,000	316,800
307,000	308,000	245,600	337,000	338,000	269,600	367,000	368,000	293,600	397,000	398,000	317,600
308,000	309,000	246,400	338,000	339,000	270,400	368,000	369,000	294,400	398,000	399,000	318,400
309,000	310,000	247,200	339,000	340,000	271,200	369,000	370,000	295,200	399,000	400,000	319,200
310,000	311,000	248,000	340,000	341,000	272,000	370,000	371,000	296,000	400,000円以上 給与の金額か ら80,000円を 控除した金額		給与の金額か ら80,000円を 控除した金額
311,000	312,000	248,800	341,000	342,000	272,800	371,000	372,000	296,800			
312,000	313,000	249,600	342,000	343,000	273,600	372,000	373,000	297,600			
313,000	314,000	250,400	343,000	344,000	274,400	373,000	374,000	298,400			
314,000	315,000	251,200	344,000	345,000	275,200	374,000	375,000	299,200			
315,000	316,000	252,000	345,000	346,000	276,000	375,000	376,000	300,000			
316,000	317,000	252,800	346,000	347,000	276,800	376,000	377,000	300,800			
317,000	318,000	253,600	347,000	348,000	277,600	377,000	378,000	301,600			
318,000	319,000	254,400	348,000	349,000	278,400	378,000	379,000	302,400			
319,000	320,000	255,200	349,000	350,000	279,200	379,000	380,000	303,200			
320,000	321,000	256,000	350,000	351,000	280,000	380,000	381,000	304,000			
321,000	322,000	256,800	351,000	352,000	280,800	381,000	382,000	304,800			
322,000	323,000	257,600	352,000	353,000	281,600	382,000	383,000	305,600			
323,000	324,000	258,400	353,000	354,000	282,400	383,000	384,000	306,400			
324,000	325,000	259,200	354,000	355,000	283,200	384,000	385,000	307,200			
325,000	326,000	260,000	355,000	356,000	284,000	385,000	386,000	308,000			
326,000	327,000	260,800	356,000	357,000	284,800	386,000	387,000	308,800			
327,000	328,000	261,600	357,000	358,000	285,600	387,000	388,000	309,600			
328,000	329,000	262,400	358,000	359,000	286,400	388,000	389,000	310,400			

(備考 給与所得控除後の給与の金額の求め方)

給与所得の収入金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

附則

- 1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。
- 2 この附則において、「新法」とは、この法律による改正後の所得税法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の所得税法をいふ。
- 3 この附則において特別の定めがあるものを除くほか、新法の規定は、昭和三十一年分以後の所得税について適用し、昭和三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 4 昭和三十一年分の所得税に係る新法の規定の適用については、新法第九條第五号中「十分の二」とあるのは「十分の一・七五」と、「八万円」とあるのは「七万円」と、新法第四十條第一項第二号中「別表第六の附表」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）附則別表」と、新法別表第六の備考（一）中「（この附則の適用）とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）附則別表」と、それぞれ読み替へるものとする。
- 5 昭和三十一年分の所得税については、新法第二十一條の二に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した残額とする。
 - 一 納税義務者の昭和三十年分の所得税の計算の基礎となつた総所得金額（昭和三十年中に譲渡所得、一時所得又は雑所得の金額があつたときは、政令で定めるところによりこれらの金額を除外して計算したところにより、また、同年中に給与所得の金額があつたときは、当該金額から同年中の給与所得の収入金額の十分の一・七五に相当する金額（その金額が七万円をこえるときは、七万円）と十分の一・七五に相当する金額（その金額が五万二千五百円をこえるときは、五万二千五百円）との差額に相当する金額を控除した金額を同年分の給与所得の金額とみなして計算したところによる。）から当該納税義務者の同年分の課税総所得金額の算出の基礎となつた事実に基づき、新法の規定による雑損控除額、医療費控除額及び社会保険料控除額の合計額（昭和三十年分の所得税につき租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第五條の四の規定による概算所得控除額の控除を受けていたときは、当該合計額に代え、同年分の課税総所得金額の計算上控除された
 - 二 納税義務者が旧法第四十條に規定する給与の支払者から受けた昭和三十年中の支給に係る給与所得について、同条第一項第二号又は第六項第二号に掲げる税額の算出の基礎となつた事実に基づいて求めた前項の規定により読み替えられた新法第四十條第一項第二号又は第六項第二号に掲げる税額
 - 三 前号に規定する給与所得以外の昭和三十年中の支給に係る給与所得について、旧法第三十八條の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額
 - 四 昭和三十年分の所得税につき旧法第三十七條、第四十一條第一項又は第四十二條の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額
- 6 新法別表第三及び別表第四は、昭和三十一年七月一日以後の支給に係る給与所得について適用し、同日前の支給に係る給与所得については、なお従前の例による。
- 7 この法律の施行前に昭和三十一年分の所得税につき旧法第二十九條第一項から第三項までの規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき旧法第四十四條第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律の施行前に旧法第四十四條第五項において準用する同条第一項から第三項まで又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政府に対し、更正の請求をすることができる。
- 8 前項の規定による更正の請求は、新法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第七項及び第八項、新法第三十二條第三項並びに新法第七章の規定を適用する。この場合において、新法第三十二條第三項において準用する新法第三十一條第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）の施行の日」とする。
- 9 所得税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第九項を削り、附則第十項から第二十項までを一項ずつ繰り上げ、附則第二十一項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第二十項とし、附則第二十二項中「附則第二十項」を「附則第十九項」に改め、同項を附則第二十一項とし、附則第二十三項を附則第二十二項とする。

10 租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を削り、附則第八項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同項以下を一項ずつ繰り上げる。

附則別表 昭和31年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表の附表(附則第四項の規定により所得税法別表第六の附表を読み替えたもの)

(一)

給与の金額		給与所得 控除後の 給与の金 額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の金 額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の金 額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の金 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
97,580	98,000	80,500	146,000	147,000	120,450	196,000	197,000	161,700	246,000	247,000	202,950
97,580	98,000	80,500	147,000	148,000	121,275	197,000	198,000	162,525	247,000	248,000	203,775
98,000	99,000	80,850	148,000	149,000	122,100	198,000	199,000	163,350	248,000	249,000	204,600
99,000	100,000	81,675	149,000	150,000	122,925	199,000	200,000	164,175	249,000	250,000	205,425
100,000	101,000	82,500	150,000	151,000	123,750	200,000	201,000	165,000	250,000	251,000	206,250
101,000	102,000	83,325	151,000	152,000	124,575	201,000	202,000	165,825	251,000	252,000	207,075
102,000	103,000	84,150	152,000	153,000	125,400	202,000	203,000	166,650	252,000	253,000	207,900
103,000	104,000	84,975	153,000	154,000	126,225	203,000	204,000	167,475	253,000	254,000	208,725
104,000	105,000	85,800	154,000	155,000	127,050	204,000	205,000	168,300	254,000	255,000	209,550
105,000	106,000	86,625	155,000	156,000	127,875	205,000	206,000	169,125	255,000	256,000	210,375
106,000	107,000	87,450	156,000	157,000	128,700	206,000	207,000	169,950	256,000	257,000	211,200
107,000	108,000	88,275	157,000	158,000	129,525	207,000	208,000	170,775	257,000	258,000	212,025
108,000	109,000	89,100	158,000	159,000	130,350	208,000	209,000	171,600	258,000	259,000	212,850
109,000	110,000	89,925	159,000	160,000	131,175	209,000	210,000	172,425	259,000	260,000	213,675
110,000	111,000	90,750	160,000	161,000	132,000	210,000	211,000	173,250	260,000	261,000	214,500
111,000	112,000	91,575	161,000	162,000	132,825	211,000	212,000	174,075	261,000	262,000	215,325
112,000	113,000	92,400	162,000	163,000	133,650	212,000	213,000	174,900	262,000	263,000	216,150
113,000	114,000	93,225	163,000	164,000	134,475	213,000	214,000	175,725	263,000	264,000	216,975
114,000	115,000	94,050	164,000	165,000	135,300	214,000	215,000	176,550	264,000	265,000	217,800
115,000	116,000	94,875	165,000	166,000	136,125	215,000	216,000	177,375	265,000	266,000	218,625
116,000	117,000	95,700	166,000	167,000	136,950	216,000	217,000	178,200	266,000	267,000	219,450
117,000	118,000	96,525	167,000	168,000	137,775	217,000	218,000	179,025	267,000	268,000	220,275
118,000	119,000	97,350	168,000	169,000	138,600	218,000	219,000	179,850	268,000	269,000	221,100
119,000	120,000	98,175	169,000	170,000	139,425	219,000	220,000	180,675	269,000	270,000	221,925
120,000	121,000	99,000	170,000	171,000	140,250	220,000	221,000	181,500	270,000	271,000	222,750
121,000	122,000	99,825	171,000	172,000	141,075	221,000	222,000	182,325	271,000	272,000	223,575
122,000	123,000	100,650	172,000	173,000	141,900	222,000	223,000	183,150	272,000	273,000	224,400
123,000	124,000	101,475	173,000	174,000	142,725	223,000	224,000	183,975	273,000	274,000	225,225
124,000	125,000	102,300	174,000	175,000	143,550	224,000	225,000	184,800	274,000	275,000	226,050
125,000	126,000	103,125	175,000	176,000	144,375	225,000	226,000	185,625	275,000	276,000	226,875
126,000	127,000	103,950	176,000	177,000	145,200	226,000	227,000	186,450	276,000	277,000	227,700
127,000	128,000	104,775	177,000	178,000	146,025	227,000	228,000	187,275	277,000	278,000	228,525
128,000	129,000	105,600	178,000	179,000	146,850	228,000	229,000	188,100	278,000	279,000	229,350
129,000	130,000	106,425	179,000	180,000	147,675	229,000	230,000	188,925	279,000	280,000	230,175
130,000	131,000	107,250	180,000	181,000	148,500	230,000	231,000	189,750	280,000	281,000	231,000
131,000	132,000	108,075	181,000	182,000	149,325	231,000	232,000	190,575	281,000	282,000	231,825
132,000	133,000	108,900	182,000	183,000	150,150	232,000	233,000	191,400	282,000	283,000	232,650
133,000	134,000	109,725	183,000	184,000	150,975	233,000	234,000	192,225	283,000	284,000	233,475
134,000	135,000	110,550	184,000	185,000	151,800	234,000	235,000	193,050	284,000	285,000	234,300
135,000	136,000	111,375	185,000	186,000	152,625	235,000	236,000	193,875	285,000	286,000	235,125
136,000	137,000	112,200	186,000	187,000	153,450	236,000	237,000	194,700	286,000	287,000	235,950
137,000	138,000	113,025	187,000	188,000	154,275	237,000	238,000	195,525	287,000	288,000	236,775
138,000	139,000	113,850	188,000	189,000	155,100	238,000	239,000	196,350	288,000	289,000	237,600
139,000	140,000	114,675	189,000	190,000	155,925	239,000	240,000	197,175	289,000	290,000	238,425
140,000	141,000	115,500	190,000	191,000	156,750	240,000	241,000	198,000	290,000	291,000	239,250
141,000	142,000	116,325	191,000	192,000	157,575	241,000	242,000	198,825	291,000	292,000	240,075
142,000	143,000	117,150	192,000	193,000	158,400	242,000	243,000	199,650	292,000	293,000	240,900
143,000	144,000	117,975	193,000	194,000	159,225	243,000	244,000	200,475	293,000	294,000	241,725
144,000	145,000	118,800	194,000	195,000	160,050	244,000	245,000	201,300	294,000	295,000	242,550
145,000	146,000	119,625	195,000	196,000	160,875	245,000	246,000	202,125	295,000	296,000	243,375

(二)

給与の金額		給与所得 控除後の 給与の金 額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の金 額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の金 額	給与の金額		給与所得 控除後の 給与の金 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
296,000	297,000	244,200	326,000	327,000	268,950	356,000	357,000	293,700	386,000	387,000	318,450
297,000	298,000	245,025	327,000	328,000	269,775	357,000	358,000	294,525	387,000	388,000	319,275
298,000	299,000	245,850	328,000	329,000	270,600	358,000	359,000	295,350	388,000	389,000	320,100
299,000	300,000	246,675	329,000	330,000	271,425	359,000	360,000	296,175	389,000	390,000	320,925
300,000	301,000	247,500	330,000	331,000	272,250	360,000	361,000	297,000	390,000	391,000	321,750
301,000	302,000	248,325	331,000	332,000	273,075	361,000	362,000	297,825	391,000	392,000	322,575
302,000	303,000	249,150	332,000	333,000	273,900	362,000	363,000	298,650	392,000	393,000	323,400
303,000	304,000	249,975	333,000	334,000	274,725	363,000	364,000	299,475	393,000	394,000	324,225
304,000	305,000	250,800	334,000	335,000	275,550	364,000	365,000	300,300	394,000	395,000	325,050
305,000	306,000	251,625	335,000	336,000	276,375	365,000	366,000	301,125	395,000	396,000	325,875
306,000	307,000	252,450	336,000	337,000	277,200	366,000	367,000	301,950	396,000	397,000	326,700
307,000	308,000	253,275	337,000	338,000	278,025	367,000	368,000	302,775	397,000	398,000	327,525
308,000	309,000	254,100	338,000	339,000	278,850	368,000	369,000	303,600	398,000	399,000	328,350
309,000	310,000	254,925	339,000	340,000	279,675	369,000	370,000	304,425	399,000	400,000	329,175
310,000	311,000	255,750	340,000	341,000	280,500	370,000	371,000	305,250	400,000円以上		給与の金額から 70,000円を 控除した金額
311,000	312,000	256,575	341,000	342,000	281,325	371,000	372,000	306,075			
312,000	313,000	257,400	342,000	343,000	282,150	372,000	373,000	306,900			
313,000	314,000	258,225	343,000	344,000	282,975	373,000	374,000	307,725			
314,000	315,000	259,050	344,000	345,000	283,800	374,000	375,000	308,550			
315,000	316,000	259,875	345,000	346,000	284,625	375,000	376,000	309,375			
316,000	317,000	260,700	346,000	347,000	285,450	376,000	377,000	310,200			
317,000	318,000	261,525	347,000	348,000	286,275	377,000	378,000	311,025			
318,000	319,000	262,350	348,000	349,000	287,100	378,000	379,000	311,850			
319,000	320,000	263,175	349,000	350,000	287,925	379,000	380,000	312,675			
320,000	321,000	264,000	350,000	351,000	288,750	380,000	381,000	313,500			
321,000	322,000	264,825	351,000	352,000	289,575	381,000	382,000	314,325			
322,000	323,000	265,650	352,000	353,000	290,400	382,000	383,000	315,150			
323,000	324,000	266,475	353,000	354,000	291,225	383,000	384,000	315,975			
324,000	325,000	267,300	354,000	355,000	292,050	384,000	385,000	316,800			
325,000	326,000	268,125	355,000	356,000	292,875	385,000	386,000	317,625			

(備考 給与所得控除後の給与の金額の求め方)

給与所得の収入金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律

法律

砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「移出する」を「移出した」に改める。

第五条第一項中「移出する」を「移出した」に、「その消費者が」を「その消費者を砂糖類の製造者とみなし、当該消費者が」に、「引き取る」を「移出した」に改める。

第七条を削り、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（製造者とみなす場合）

第六条 第一種甲類の砂糖を製造する者（第二種又は第三種の砂糖を製造しない者に限る）が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受け、自己の製造した第一種の砂糖

を他人に委託してその製造場から移出した場合に、その委託を受けた者を砂糖類の製造者とみなし、その者が当該砂糖をその製造場から移出したものとみなして、この法律（第八条第一項、第十五条、第十六条及び第十九条を除く。）を適用する。

2 砂糖類が砂糖類の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責に帰することができないときは、当該砂糖類を移出した者を砂糖類の製造者とみなして、この法律を適用する。

第八条第二項第一号中「糖みつ」の下に「（水糖みつを除く。）」を加える。

第十条第一項を次のように改め、同条第三項及び第四項を削る。

砂糖類の製造者は、毎月その製造場から移出した砂糖類（当該移出につき第十五条第一項、第十六条第一項、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項又は第二十条

一条第四項の規定の適用を受けた砂糖類を除く。）の種別（第一種の砂糖については、種別及び類別。以下同じ）及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一条第四項の規定の適用を受けた砂糖類を除く。）の種別（第一種の砂糖については、種別及び類別。以下同じ）及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第十一条中「前条第一項、第二項又は第三項後段」を「前条第一項若しくは第二項に」、「又は種別ごとの重量が税務署長又は」を「若しくは種別ごとの重量その他税率に係る事項が税務署長若しくは」に改め、「異なる」ときの下に、「又は当該申告書を提出すべき者がこれを提出しなかつた場合に」を加え、「重量を決定し」を「重量その他税率に係る事項を決定し」に改め、「提出した」の下に、「又は提出すべき」を加える。

第十三条第一項中「移出する」を「移出した」に改め、「その移出の際徴収する。ただし、第十条第三項の承認を受けた者については、」を削る。

第十四条中「三月（前条第一項ただし書の場合には、一月）」を「一月」に改める。

第十五条第五項中「移入した者」の下に「（当該移出先又は引取先において国から譲渡された砂糖類については、当該譲渡者）」を加え、同条に次の一項を加える。

7 第一項の承認を受けて移出され、又は引き取られた砂糖類で国の所有するものをその移出先又は引取先において譲り受ける者は、当該砂糖類の引渡を受ける前に、その砂糖類の種別及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した申告書を当該移出先又は引取先の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第二十一条第一項中「第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出した砂糖類」を「第一項の規定の適用を受けて移出した砂糖類及び同条第二項の規定の適用を受けて移出した砂糖で種別の異なる砂糖となつたもの以外のもの」に、「もどし入れの時」

を「もどし入れの月の翌月」に改め、同条第二項前段中「第一項又は第二項の規定の適用を受けて移出された砂糖類」を「第一項の規定の適用を受けて移出された砂糖類及び同条第二項の規定の適用を受けて移出された砂糖で種別の異なる砂糖となつたもの以外のもの」に改め、同条第三項中「移出した時」を「移出の月の翌月」に改め、同条第三項中「移出した時」を「移出した月の翌月」に改める。

第二十八条第一項中「納税義務者が第三十五条第一項第一号又は第二号の規定に該当する場合には、同条第三項の規定により砂糖消費税を徴収する場合を除き、砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つた日」を「砂糖類を保税地域から引き取つた者が第三十五条第一項第一号の規定に該当する場合において、その砂糖消費税を徴収するときは、その引き取つた日に、同項を」同条第三項に、

第二十八条第一項中「納税義務者が第三十五条第一項第一号又は第二号の規定に該当する場合には、同条第三項の規定により砂糖消費税を徴収する場合を除き、砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つた日」を「砂糖類を保税地域から引き取つた者が第三十五条第一項第一号の規定に該当する場合において、その砂糖消費税を徴収するときは、その引き取つた日に、同項を」同条第三項に、

第二十八条第一項中「納税義務者が第三十五条第一項第一号又は第二号の規定に該当する場合には、同条第三項の規定により砂糖消費税を徴収する場合を除き、砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つた日」を「砂糖類を保税地域から引き取つた者が第三十五条第一項第一号の規定に該当する場合において、その砂糖消費税を徴収するときは、その引き取つた日に、同項を」同条第三項に、

第二十八条第一項中「納税義務者が第三十五条第一項第一号又は第二号の規定に該当する場合には、同条第三項の規定により砂糖消費税を徴収する場合を除き、砂糖類を製造場から移出し、若しくは引き取り、又は保税地域から引き取つた日」を「砂糖類を保税地域から引き取つた者が第三十五条第一項第一号の規定に該当する場合において、その砂糖消費税を徴収するときは、その引き取つた日に、同項を」同条第三項に、

「第十三条第一項ただし書」を「第十三条第一項」に改める。

第三十二条第一号中「第十条第三項」を「第十条第一項」に改める。

第三十四条第三項中「第七条及び第十三条」を「第十条、第十三条及び第二十条第四項」に改める。

第三十五条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第三項中「第十条第三項の承認を受けた者」を「砂糖類の製造者」に、「第十三条第一項ただし書」を「第十三条第一項」に改め、同条第四項を削る。

第三十六条第一項第一号中「第十条第一項、第二項又は第三項後段」を「第十条第一項又は第二項」に改める。

第三十七条中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次のように加える。

一 第十五条第七項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

附 則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日以後政令で定める日までの間に製造場から移出する砂糖類については、改正後の第十四条の規定を適用しない。

4 昭和三十一年四月中に製造場から移出し、又は保税地域から引き取る砂糖類に係る砂糖消費税額については、六月以内の範囲内で、政令で定めるところにより、その徴収を猶予することができる。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

関税定率法の一部を改正する法律案
関税定率法の一部を改正する法律

別表の第三類中

「3 この類において「アルコール分」とは、摂氏十五度において原容量中に含まれる純アルコール（摂氏十五度における比重が〇・七九四七のアルコールをいう）の容量の原容量に対する百分比をいう。」

6 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「（砂糖消費税について）は、砂糖消費税法第十条第三項の規定による申告に限る。」を削る。

第九条中「（砂糖消費税法第十三条第一項ただし書の規定により納付すべきものに限る。）」を削る。

7 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「砂糖消費税法第七条」を削る。

「報告書は会議録追録に掲載」

「3 この類において「糖度」とは、摂氏二十度において検糖器により測定した場合の直接偏光度をいう。」
4 この類において「アルコール分」とは、摂氏十五度において原容量中に含まれる純アルコール（摂氏十五度における比重が〇・七九四七のアルコールをいう）の容量の原容量に対する百分比をいう。」

同表中	
三二二砂糖類	一、糖の重量が全重量の百分の九二割十八をこえないもの（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類するものを除く）
三二三糖みつ	二、その他
二	糖分をい、糖として計算した重量が全重量の百分の六十をこえないもの
三割五分	三割五分

附 則	
三二二砂糖類	一、糖度が九十八度をこえないもの（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類するものを除く）
三二二砂糖類、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	一、キログラムにつき十四円
三二三糖みつ	二、その他
一、かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの	一、キログラムにつき三十六円
二、その他	三割五分
甲、糖分をい、糖として計算した重量が全重量の百分の六十をこえないもの	一、キログラムにつき六円
乙、その他	一、キログラムにつき十円

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律

〔租税特別措置法の一部改正〕

第一条 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の十二第二項中「金額の二分の一に相当する」を削る。

第七条の六第一項第一号中「日本政府において」を「日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府により」に改める。

第二十六條第一項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十四年三月三十一日」に改める。

（有価証券取引税法の一部改正）

第二条 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「万分の三」を「万分の一」に、「万分の七」を「万分の三」に改める。

（登録税法の一部改正）

第三条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号ただし書

中「北海道拓殖債券、興業債券、勸業債券、台湾拓殖債券、東洋拓殖債券、北支開業債券」を削り、「鐵道開業債券又は樺太開業債券」を「又は長期信用銀行法に依り発行スル債券」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第五条の十二の規定は、法人の昭和三十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 改正後の有価証券取引税法第十条の規定は、昭和三十一年四月一日以後の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、同日前の譲渡

に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年二月十七日

参議院議長 河井 彌八

衆議院議長 益谷 秀次

大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律

大蔵省関係法令の整理に関する法律（昭和二十九年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「同法及び」を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中特定契約審査会の項を削る。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年二月十七日

参議院議長 河井 彌八

衆議院議長 益谷 秀次

在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案

在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律

在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律（昭和二十六年法律第五十四号）は、廃止する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中在外公館等借入金評価審査会の項を削る。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔松原喜之次君登壇〕

○松原喜之次君 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外五法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、政府の説明によれば、最近の所得税負担の状況に顧み、給与所得者の負担が他の所得者の負担に比べて特に重いと認められますので、全般的税制改正に先だつて、昭和三十一年度よりこの点に関する是正を行うようにいたそうとするものであります。すなわち、給与所得控除は現在百分の十五、最高六万円といたしておりますが、これを、今回百分の二十、最高八

万円に改めることとしたしておるのがあります。ただし、昭和三十一年度に限り、財源との関連を考慮し、七月一日からこれを実施することとしたとして、給与所得の百分の十七・五に相当する金額、最高七万円を控除することとしたしております。この措置によりまして、夫婦及び子供三人のいわゆる標準世帯の給与所得者は、現在年収二十三万一千円以下の場合に所得税がかからないのでありますが、今回の改正によりまして、平年度におきましては年収二十四万六千円以下の場合に所得税がかからないこととなるのであります。なお、以上の改正によりまして、本年度所得税において約百五十億円の減収が見込まれるのであります。

次に、砂糖消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案について、おもな内容は次の諸点であります。第一点は、第一類甲類の砂糖、すなわち、たる入れ黒糖等の製造者が、農業協同組合等の他人に委託して製造場から移出する場合に、その受託者を第一類甲類の砂糖の製造者とみなして、徴税の簡素化をはからうというのであります。第二点は、砂糖消費税の納期を、現行法では移出した日となっているのを、移出した月の翌月末日に改めるとともに、徴収猶予をなし得る期間を、現行法では三カ月以内となつてゐるのを、一カ月以内に短縮しようというのであります。第三点は、国の買い上げにかかるテンサイ糖に対する砂糖消費税の徴収の便宜をはかるため、所要の規定の整備を行うこととしようというのであります。

以上の二法律案につきましては、審議の結果、去る三日質疑を打ち切り、討論を省略して、直ちに採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、関税定率法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の内容は、砂糖及びこれに直接関連する氷砂糖、糖みつ等の関税率は、従来すべて従価税率となつていたのでありますが、課税の一その適正化に資するため、今回これを従量税率に改め、その税率を引き上げようというのであります。これにより、砂糖に対する関税率は、現在原料糖につきましては一キログラムにつき七円六十二銭程度に当るものが一キログラムにつき十四円に、また精製糖につきましては一キログラム十七円一銭程度から一キログラムにつき二十四円に、それぞれ引き上げられ、それに伴つて、氷砂糖、糖みつ等についても若干ずつ税率を引き上げることとしてゐるのであります。この措置によりまして、昭和三十一年度の関税収入において約六十二億円の増徴が見込まれるのであります。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、租税特別措置法、有価証券取引税法及び登録税法について、それぞれ、その一部を改正しようというのであります。

まず第一に、租税特別措置法につきましては、法人の支出する交際費等について、損金不算入の措置を拡大しようというのであります。すなわち、現行法では、基準年度の交際費等の支出額の七割に相当する金額または当該事業年度の取引金額に一定の割合を乗じて算出した金額のうち、いずれか多額の金額をこえる場合に、その超過額の二分の一相当額を損金に算入しないこととしてゐるのがありますが、今回の改正で、その超過額の全額を損金に算入しないこととしてゐるのであります。次に、航空燃料用の揮発油については、航空事業育成等の見地から、本年三月三十一日まで揮発油税及び地方道路税が免除されてゐるのでありますが、今後なおこの免除措置を継続する必要があると認められますので、昭和三十四年三月三十一日までその免税期間を延長することとしてゐるのであります。

第二に、有価証券取引税法につきましては、公債、社債及び貸付信託の受益証券の譲渡にかかる有価証券取引税は、現在、証券業者を譲渡者とするものについては、その譲渡価額の万分の三、その他の者を譲渡者とするものについては、その譲渡価額の万分の七の税率により課することとしてゐるのがありますが、公社債流通市場の再開も予定されますので、この際、公社債等の譲渡にかかる有価証券取引税の税率について、これをそれぞれ万分の二及び万分の三に引き下げるものとしてゐるのであります。

最後に、登録税法については、規定の整備を行い、また、長期信用銀行法により発行される債券で償還期限が三年をこえるものの登録税は、現行法上千分の四となつてゐるのであります。が、その債券の性質に照み、千分の三の軽減税率を適用しようというのであります。

以上二法律案につきましては、審議の結果、去る三日質疑を打ち切り、直ちに討論に入りまして、横山委員は社会党を代表し、石野委員は小会派クラブを代表し、それぞれ反対の旨討論せられました。

次いで、採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、昭和二十九年に廃止された旧政府の契約の特例に関する法

律の廃止前に締結された特定契約については、経過措置として、同法の規定はなお効力を有するものとされていたのでありますが、現在特定契約に関する事務が終了したに伴いまして、旧政府の契約の特例に関する法律に規定する政府による支払い金額の指定、相手方に対する政府の検査等の事務を行う必要がなくなりましたので、今回の経過措置を廃止するとともに、あわせて指定金額について改定の申請があった場合の政府の諮問機関である特定契約審査会を大蔵省の付属機関から削除するため、大蔵省設置法を改正いたそうとするものであります。

最後に、在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案について申し上げます。

この法律案は、在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律に基く、借入金を表示する現地通貨の評価等一切の事務は、すでに終了いたしておりますので、今回これを廃止し、なお、これに伴って、大蔵省設置法を改正して、大蔵省の付属機関のうち、在外公館等借入金評価審査会の項を削除しようとするものであります。

以上の二法律案につきましては、審議の結果、去る三日質疑を打ち切り、討論を省略して、直ちに採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 討論の通告があります。これを許します。平岡忠次郎君。

〔平岡忠次郎君登壇〕
○平岡忠次郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました関税定率法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対し、ここに反対の意思を表明するとともに、以下、その理由を明らかにせんとするものであります。

まず、関税定率法の一部を改正する法律案について反対の理由を申し上げます。本法案の骨子は、三十一年度において、現行関税、砂糖一斤当り四円五十銭を、三円九十銭と大幅に引き上げて八円四十銭となし、現行関税定率による八十二億円の砂糖関税収入をさらに六十二億円だけ増徴して、総額百四十四億円の収入を上げんとするものであります。これにより、三十一年度砂糖消費税五百三十一億円との総計は六百七十五億円となり、三十年度の砂糖関税七十三億円と同消費税四百四十五億円との総計額五百十八億円と比較して、増徴百五十七億円の多額に達するのであります。戦後累次にわたる砂糖を通じての大衆収奪政策は、ここにいよいよ露骨となり、今回の関税改正の結果は、国民は年間百万トンの砂糖を使用いたしますが、その代金千三、四百億円のちよと半分六百七十五億円が税金であるという仕儀と相なったのであります。生活必需品に対するものとして、おそるべき高率課税でありまして、留意すべきことは、直接税による収奪が飽和点に達し、不可能となったので、ほこ先を間接税に向けてきた政府の魂胆であります。(拍手)

御承知の通り、政府は、今回の税制改正において、給与所得者の勤労控除

をわずかに引き上げ、この勤労所得税の軽減分を広く国民の生活必需品である砂糖にも一部肩がわりさせ、関税として増徴しようというのであります。月給袋で若干手かげんをしておいて、その分は台所の砂糖つばからも穴埋めしようというがときは、政府の減税政策なるものの欺瞞性を暴露するものであり、容認すべからざる虚偽であります。(拍手)

問題はそれだけにとどまりません。重視すべきは、五人家族年収二十三万一千二百五十円以下の所得層は、現行法ですでに非課税であります。従って、今回の所得税減税の対象の外にありますので、砂糖値上りの被害だけを背負うことになるのであります。ここに、われわれは、間接税の低額所得層に対する仮借のない無言の暴力の典型を見出すのであります。偽装された減税看板のもとに大衆収奪政策をおくめんなく推し進める鳩山内閣の反動的性格を端的に示すこの砂糖関税定率法の改正案に、断固として反対いたしますを得ないゆえんであります。(拍手)

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案に関し、大企業または特定層に対する政府の不当なる庇護につき、反対の意思を表明しようと思ひます。私は、上程議案の内容である航空機用揮発油についての揮発油税、道路税の免税期限の延長とか、あるいは交際費課税改正の末梢的な可否の議論はさておきまして、ここでは、大企業と特定階級擁護のための租税特別措置一般の性格を究明いたし、その不当を糾弾せんとするものであります。(拍手)

そもそも、租税特別措置法が今日二十指に余り不当に拡大せられたのは、かの政府と大企業なれ合いの露骨な補助金政策が馬脚を現わし、ようやく大衆の批判に抗し切れなくなったときに始まったのであります。目につきやすい補助金政策は、狡猾な政府並びに大企業によって、目につきにくい減税恩恵措置に置きかえられたのであります。かくて、大企業、特権階級は、もろもろの租税特別措置法の法制化に成功し、実効税率において大幅な減税を獲得しているのであります。大蔵省最

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案に関し、大企業または特定層に対する政府の不当なる庇護につき、反対の意思を表明しようと思ひます。私は、上程議案の内容である航空機用揮発油についての揮発油税、道路税の免税期限の延長とか、あるいは交際費課税改正の末梢的な可否の議論はさておきまして、ここでは、大企業と特定階級擁護のための租税特別措置一般の性格を究明いたし、その不当を糾弾せんとするものであります。(拍手)

そもそも、租税特別措置法が今日二十指に余り不当に拡大せられたのは、かの政府と大企業なれ合いの露骨な補助金政策が馬脚を現わし、ようやく大衆の批判に抗し切れなくなったときに始まったのであります。目につきやすい補助金政策は、狡猾な政府並びに大企業によって、目につきにくい減税恩恵措置に置きかえられたのであります。かくて、大企業、特権階級は、もろもろの租税特別措置法の法制化に成功し、実効税率において大幅な減税を獲得しているのであります。大蔵省最

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案に関し、大企業または特定層に対する政府の不当なる庇護につき、反対の意思を表明しようと思ひます。私は、上程議案の内容である航空機用揮発油についての揮発油税、道路税の免税期限の延長とか、あるいは交際費課税改正の末梢的な可否の議論はさておきまして、ここでは、大企業と特定階級擁護のための租税特別措置一般の性格を究明いたし、その不当を糾弾せんとするものであります。(拍手)

そもそも、租税特別措置法が今日二十指に余り不当に拡大せられたのは、かの政府と大企業なれ合いの露骨な補助金政策が馬脚を現わし、ようやく大衆の批判に抗し切れなくなったときに始まったのであります。目につきやすい補助金政策は、狡猾な政府並びに大企業によって、目につきにくい減税恩恵措置に置きかえられたのであります。かくて、大企業、特権階級は、もろもろの租税特別措置法の法制化に成功し、実効税率において大幅な減税を獲得しているのであります。大蔵省最

近の調査によれば、法人税、所得税を通じて、この特典措置は跳梁をきわめ、利子所得の非課税において百億円、配当所得課税の特例において五十億、増資配当の免税において六十億、貸し倒れ準備金において百億、価格変動準備金において百二十億、海水準備金として十二億円等々、右一連の特別減免措置によって、昭和三十一年度も依然として約六百億円の不当なる減税の恩恵が特定層に与えられることになっていくのであります。かくて、中小企業庁の最近の調べによると、大法人の実効税率は、五大銀行の場合二二・五%、電力八社の場合二四・七%、石炭五社の場合二七・三%、鉄鋼九社の場合二九・七%であり、本来の法人税率四〇%に比して異常な恩恵が示されているのであります。

これらの看過すべからざる破天荒の恩恵は、もとより、中小企業者、勤労者、農漁民の怨嗟の聲に耳をふさいで、わが国経済自立のため資本の蓄積、輸出の振興をはかることが急務なりと主張する大企業者の要求をいれたも

のであります。果してしからば、この特権に値するほどわが国民経済への寄与において彼らが何を実現したといふのであるか。しかして、何を実現しようというのであるか。しからず。私は、ここに、少しく実例を引き、私の否と断することの早計ならざることを示唆したいと思ふのであります。

たとえば、前述せる大法人の実効税率列記のうち、二二・五%の実効税率を享有する五大銀行、すなわち、財閥銀行を初めとする甲種銀行は、公認爲替銀行として現在輸出入爲替の八割の取扱いを壟断しているが、在日外銀及び在外の外銀の従属的コルレスに墮して、その自主性を失い、爲替専門銀行を創設した政府のポリシーに反して、爲替専門銀行に対するジュラシーに終始し、政府の信用に依存し得る安易な現在の立場に、いたすらに儼然の夢をむさぼっているのみであります。この甲種銀行の無気力の上に在日外銀はあぐらをかき、政府の外貨預金を人質に、ノーフアンド、ノー・リスクで、ト

ンネル・マージンをぬけぬけとせしめているのであります。甲種銀行が不当に外銀を肥やしていると言えるのであります。日本のこれらの銀行は、爲替取引に関する限り、全部政府の信用にたよっており、また、たよっておれる現行爲替制度のもとにおきまして、間違いを起しても、それに伴う損失外貨は、政府の外貨預金から落されてしまふのであります。国内において中小企業に感圧を加え、ふんぞり返っている財閥銀行は、内外銀の常として、外国爲替取引においては外銀の走狗と化して、焦げつき債権の残滓もめかぬないのであります。租税の特別免除チャンピオンの一群は、まず日本貿易への寄与において落第点であります。

（拍手）
なお、石炭五社、鉄鋼九社にして、それぞれ対韓、対アルゼンチン向け輸出で、はなはだしい欠損を生み、政府手持ちの外貨を事実上かすめ取っているものであります。前者において四千七百万ドル、後者において五千百万ドルの損失は、業者の損とはならず、すべて国の損として転嫁されているのであります。なお、また、価格変動準備金の非課税百二十億円を壟断している精紡十社はいかん。これまた、インドネシア貿易におきまして、一億八千万ドル、邦貨換算六百五十億円の大損害を出し、これを、政府、すなわち国民の血のじむ税金に肩がわりしているものであります。出血輸出といふもおろかなりでございます。出血をしられていゝものは、彼ら業者にあらずして、国民大衆であることを銘記すべきでございます。（拍手）政府のいわゆる非流動的な債権なるものの正体がこれでございます。輸出振興、資本蓄積の名において特別措置免税をかすめ取った以上一群の合法脱税者の国民経済への寄与の実態がかくの如きものであることを知るならば、これら独占企業と野合した鳩山政府と与党に対して、国民は罪同一なりとして怒りをおさめることができないのでございましょう。（拍手）

今や、租税負担の不均衡に対して、中小企業者、給与所得者等、大衆の不

満は爆発寸前にあり、学識経験者をもつて構成する内閣諮問機関である税制調査会も、累次の答申におきまして、厳肅にこの租税特別措置法の不当を指摘しているのでございます。私は、社会人心に悪影響を及ぼすところの偏向減税、すなわち、百害あつて一利なきこれら租税特別措置法は、すみやかにこれを廃止すべきものと主張せざるを得ないのでございます。（拍手）わが党が、さきに、昭和三十一年度予算組みかえの動議におきまして、必要やむを得ざるものを除いて租税特別措置の廃止を大胆率直に打ち出したゆえんのものも、この趣旨にはかならないのであります。

（拍手）
なお、注目に値することは、大企業、大資本擁護の租税特別措置のうち、たとえば、銀行に関する貸し倒れ準備金百億円、電力会社のための海水準備金十二億円、退職給与引当金三十億円等、数種の非課税措置が、法律に基かずして、一片の政令をもつて公然と行われているということは、言語道断と申さねばなりません。（拍手）私見

をもつてすれば、およそ、租税の恩恵

措置は法律に基いてのみ行われるべきは
もちろん、最小限度必要と認められる特
別措置法であつても、少くとも時限立法
とすべきであると思ふいたします。時
限を付せざる立法措置そのことに對し
てと、時限のある恩恵措置が時間切れ
と同時に更改に更改を重ねて存続を許
されていくことに對して、主管の大蔵
大臣並びに主税当局に猛反省を求めな
ければなりません。

鳩山内閣が、その施政方針演説にお
いて、三大施策の一つとして減税を
公約する以上、真に国民生活安定のた
めに基本的な減税を、租税公平の原則
をまずもつて貫くことによつて実現せ
られんことを強く要望いたしますして、
私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これにて討論は
終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、日程第一及び日程第二の両案
を一括して採決いたします。両案の委
員長の報告はいずれも可決でありま
す。両案を委員長報告の通り決するに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(金谷秀次君) 起立議員、よつ
て、両案とも委員長報告の通り可決い
たしました。

次に、日程第三及び日程第四の両案
を一括して採決いたします。両案の委
員長の報告はいずれも可決でありま
す。両案を委員長報告の通り決するに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よつ
て、両案とも委員長報告の通り可決い
たしました。(拍手)

次に、日程第五及び日程第六の両案
を一括して採決いたします。両案は委
員長報告の通り決するに御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて、両案は委員長報告の
通り可決いたしました。

日程第七 就学困難な児童のため
の教科用圖書の給与に對する国
の補助に關する法律案(内閣提
出)

○議長(金谷秀次君) 日程第七、就学
困難な児童のための教科用圖書の給与
に對する国の補助に關する法律案を議
題といたします。委員長報告を求め
ます。文教委員長佐藤次郎君。

就学困難な児童のための教科用圖
書の給与に對する国の補助に關す
る法律案

就学困難な児童のための教科用
圖書の給与に對する国の補助に
關する法律

(目的)

第一条 この法律は、経済的理由に
よつて就学困難な児童のため教科
用圖書の給与を行方公共団体
に對し、国が必要な援助を与える
こととし、もつて小学校における
義務教育の円滑な実施に資するこ
とを目的とする。

(国の補助)

第二条 国は、市(特別区を含む)、
町村が、その区域内に住所を有す
る学校教育法(昭和二十二年法律
第二十六号)第二十三条に規定す

る学齢児童の同法第二十二條第一
項に規定する保護者で次の各号の
一に該当するものに對して、同法
第二十一條第一項の教科用圖書又
はその購入費を給与する場合に
は、予算の範囲内において、これ
に要する経費を補助する。

一 生活保護法(昭和二十五年法
律第四十四号)第六條第二項
に規定する要保護者(その学齢
児童について、同法第十三條の
規定による教育扶助が行われて
いる場合の学校教育法第二十二
條第一項に規定する保護者であ
る者を除く。)

二 生活保護法第六條第二項に規
定する要保護者に準する程度に
困窮している者で政令で定める
もの

(補助の基準)

第三条 前條の規定により国が補助
を行つ場合の補助の基準について
は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和三十一年四月
一日から施行し、昭和三十一年度

において使用される教科用圖書か
ら適用する。

2 新たに入学する児童に對する教
科用圖書の給与に關する法律(昭
和二十七年法律第三十二号)は、
廃止する。

3 補助金等の臨時特例等に關する
法律(昭和二十九年法律第二百
九号)の一部を次のように改正す
る。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

附則第三項を削り、附則第四項
から附則第六項までを順次一項ず
つ繰り上げる。

附則第七項中「第五項」を「第四
項」に改め、同項を附則第六項と
し、以下順次一項ずつ繰り上げ
る。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔佐藤次郎君登壇〕

○佐藤次郎君 ただいま議題となり
ました、内閣提出にかかる、就学困難
な児童のための教科用圖書の給与に對

昭和三十一年三月六日 衆議院會議第十八号 東北興業株式会社法の一部を改正する法律案外一案

する国の補助に關する法律案につきま
して申し上げます。

本法草案の要旨は、義務教育の円滑な実施をはかるために、市町村が生活保護法に規定する要保護者にして教育扶助を受けていない者並びに政令で定める要保護者に対して教科用図書またはその購入費を給与する場合、国は予算の範囲内でこれに補助することができるとし、その補助の基準はまた政令で規定しようとしております。なお、附則においては、現在施行停止になつてゐる、新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に關する法律を廃止する等、所要の経過措置を定めております。

本法草案は、二月六日当委員会に付託され、以来、慎重に審議を重ねて参りました。本委員会の審議に当りましたは、日本社会党平田ヒデ君、河野正君、山崎始男君、鈴木義男君等がきわめて熱心に質疑を行い、教科用図書の価格、販売等については適正な措置をとること、盲ろう学校の教科用図書については再検討を行うこと、義務教

育無償の根本精神に照らし、本案の趣旨はあまりにも消極的であり、一時しのぎの便法ではないか、新たに入学する児童に対する教科用図書給与の法律を廃止することは、既得権の剝奪であり、本案の美名に隠れて経費節減をはかる思ひつきの政策ではないか、国の補助は、小学校の全児童はもちろん、中学校の生徒にまでも拡大すべきであり、その必要予算は十分に計上すべきではないか、給与対象としての要保護者の範囲を決定する基準は何か等について、詳細検討が加えられたのであります。特に、山崎始男君から、義務教育無償の原則を尊重して、新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に關する法律の精神を生かすことはもちろん、本案における給与対象を中学校の生徒にまで拡大して、その予算を十分に計上し、強力に推進されたい旨の強い要望がございました。

かくて、三月三日質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第八 東北興業株式会社法の
一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 特殊土じより、地帯災害
防除及び振興臨時措置法の一部
を改正する法律案(瀬戸山三男
君外八十一名提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第八、東北興業株式会社法の一部を改正する法律案、日程第九、特殊土じより、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会理事瀬戸山三男君。

東北興業株式会社法の一部を改正する法律案

東北興業株式会社法の一部を改正する法律

東北興業株式会社法(昭和十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条ノ二中「政府ハ」の下に

「法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條ノ規定ニ拘ラズ国会ノ議決ヲ經タル金額ノ範圍内ニ於テ」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

特殊土じより、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じより、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

特殊土じより、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十二年」を「昭和三十七年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約四十二億円の見込である。ただし、五箇年間に要する経費としては、二百十億円の見込である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔瀬戸山三男君登壇〕

○瀬戸山三男君 ただいま議題となりました東北興業株式会社法の一部を改正する法律案及び特殊土じより、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案の両案について、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、東北興業株式会社法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、東北地方の振興をはかるため同地方の殖産興業を目的として設立された東北興業株式会社の使命を一そう積極的に遂行させるため、同会社の発行する東北興業債券の元利の支払について政府が保証できるように、必要な改正を行わんとするものであります。

本法律案は、去る二月十一日本委員会に付託されて以来、商工委員会との連合審査会も数回開き、慎重に審議いたしました。質疑の内容につきましては速記録を御参照願いたいと存じます。

かくて、討論に入り、自由民主党を代表して私より、また日本社会党を代表して前田榮之助君より、それぞれ賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致をもって本法律案は可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、私より附帯決議案が提案さ

れ、これに対して、日本社会党を代表して三鍋義三君より反対の意見が述べられましたが、採決の結果、多数をもって本法律案の附帯決議とすべきものと決定いたしました。

その内容は次の通りであります。

附帯決議

政府は、東北興業株式会社の事業遂行並びに運営に關し、国土総合開発の一環である東北地方の開発に、最も適当と認められる計画及び方法をもつて、これを推進するよう指導監督すべきである。

以上であります。

次に、特殊土じ、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法案の提案の理由並びに要旨について申し上げます。去る第十三国会において制定されました特殊土じ、地帯災害防除及び振興臨時措置法は、昭和三十一年度を最終年度とする五カ年の期限立法であります。昭和三十一年度を含め現在までの四カ年の進

捗状況は、全体計画の約三分の一にすぎない状態であります。この際、同法の一部を改正し、昭和三十七年度までの五カ年間その有効期限を延長して、残事業を完遂せんとするものであります。

本法案は、二月二十八日本委員会に付託され、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見も聴取いたしました。各省ともいづれも賛成の旨が述べられ、討論を省略して、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって御報告いたします。

(拍手)

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君
文部大臣 清瀬 一郎君
建設大臣 馬場 元治君
國務大臣 正力松太郎君
出席政府委員
内閣官房長官 根本龍太郎君

朗読を省略した報告

一、去る二日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

農林省農業者 改良局長 大坪 藤市
法務大臣官 房調査課長 位野木益雄
自治庁次長 鈴木 俊一
工業技術院長 黒川 眞武

一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る二日議長において承認した大坪藤市外三名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨五日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

總理府設置法の一部を改正する法律

一、今六日、内閣総理大臣から、選挙制度調査会委員に本院議員島上善五郎君を任命するについて、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

田中 正巳君 辻 政信君
山崎 巖君 山田 長司君
地方行政委員 櫻内 義雄君 林 唯義君
大蔵委員 山本 勝市君 松本 俊一君
文教委員 久野 忠治君 山口 好一君
鈴木 義男君 森山 欽司君
社会労働委員 田中 正巳君 滝井 義高君

商工委員		大蔵委員		一、去る三日社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。		一、去る三日社会労働委員会において、次の常任委員の辞任を許可した。		一、去る三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	
内田 常雄君	菅野和太郎君	松本 俊一君	山本 勝市君	理事 滝井 義高君(理事赤松勇君去る二月二十五日委員辞任につきその補欠)	理事 八木 一男君(理事岡良一君去る二月二十八日委員辞任につきその補欠)	内閣委員	有田 喜一君 田村 元君	内閣委員	辻 政信君 前田 正男君
首藤 新八君	南條 徳男君	文教委員	高木 松吉君	森山 欽司君	山口 好一君	内閣委員	首藤 新八君 佐伯 宗義君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
松岡 松平君	松本 俊一君	高木 松吉君	森山 欽司君	山口 好一君	山口 好一君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
森山 欽司君	青木 正君	山田 長司君	山口 好一君	山口 好一君	山口 好一君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
生田 宏一君	山口 好一君	社会労働委員	伊藤 輝一君	八木 昇君	伊藤 輝一君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
山本 勝市君	山本 猛夫君	商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
吉田 重延君	伊藤 輝一君	商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
有田 喜一君	伊藤 輝一君	商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
生田 宏一君	佐伯 宗義君	商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
首藤 新八君	塚田十一郎君	商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
通信委員	塚田十一郎君	商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
建設委員	塚田十一郎君	商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
鈴木周次郎君	高木 松吉君	商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
予算委員	山本 猛夫君	商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
議院運営委員	山本 猛夫君	商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
田村 元君	八木 昇君	商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
一、去る二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。		商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
内閣委員	田村 元君 八木 昇君	商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
田村 元君	八木 昇君	商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
林 唯義君	鈴木 義男君	商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
地方行政委員	山崎 巖君	商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君
佐伯 宗義君	山崎 巖君	商工委員	吉田 重延君	山本 猛夫君	山本 猛夫君	内閣委員	田村 元君 八木 昇君	内閣委員	川島正次郎君 高木 松吉君

昭和三十一年三月六日 衆議院會議第十八号 議長の報告

川島正次郎君	加藤 高藏君	伊藤 郷一君	阿左美廣治君	三鍋 義三君	小松 幹君	池田 禎治君	柳田 秀一君	鈴木 義男君	池田 勇人君	高木 松吉君	社会労働委員	田中 正巳君	加藤 高藏君	滝井 義高君	中村三之丞君	農林水産委員	野田 武夫君	商工委員	加藤 精三君	松山 義雄君	山本 猛夫君	宮澤 胤男君	大森 玉木君	田村 元君	坊 秀男君	今松 治郎君	白井 莊一君	田中 稔男君	小松 幹君	平田 ヒデ君	運輸委員	松本 俊一君	佐伯 宗義君	池田 勇人君	有田 喜一君	伊藤 郷一君
--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------

通信委員	篠田 弘作君	水谷長三郎君	山田 長司君	山本 幸一君	決算委員	森山 欽司君	議院運営委員	鈴木 義男君	八木 昇君	池田 禎治君	一、昨五日社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。	理事 岡 良一君(理事八木一男君昨五日理事辞任につ	きその補欠)	一、昨五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	内閣委員	田中 龍夫君	平野 三郎君	前田 正男君	栗山 博君	横井 太郎君	西村 力弥君	大島 秀一君	橋 兼次郎君	外務委員	帆足 計君	文教委員	阿左美廣治君	小松 幹君
------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	-------	--------	---------------------------------	---------------------------	--------	-----------------------------	------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	------	-------	------	--------	-------

三鍋 義三君	吉川 兼光君	中馬 辰猪君	野田 武夫君	久野 忠治君	商工委員	今松 治郎君	白井 莊一君	大森 玉木君	加藤 精三君	田村 元君	坊 秀男君	松山 義雄君	宮澤 胤男君	山本 猛夫君	田中 稔男君	平田 ヒデ君	運輸委員	松本 俊一君	通信委員	篠田 弘作君	建設委員	大島 秀一君	萩野 豊平君	久野 忠治君	松澤 雄藏君	高津 正道君	橋 兼次郎君	椎名 隆君	中馬 辰猪君	栗山 博君	山本 猛夫君	西村 力弥君	予算委員	水谷長三郎君	森山 欽司君	議院運営委員	松澤 雄藏君
--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------

一、昨五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	内閣委員	宮澤 胤男君	江崎 真澄君	田村 元君	大島 秀一君	北 吟吉君	橋 兼次郎君	栗山 博君	西村 力弥君	外務委員	田中 稔男君	文教委員	加藤 精三君	平田 ヒデ君	高津 正道君	社会労働委員	柳田 秀一君	農林水産委員	久野 忠治君	大森 玉木君	中馬 辰猪君	商工委員	松本 俊一君	森山 欽司君	野田 武夫君	阿左美廣治君	前田 正男君	松岡 松平君	椎名 隆君	田中 龍夫君	篠田 弘作君	帆足 計君	水谷長三郎君	運輸委員	今松 治郎君	通信委員	山本 猛夫君
-------------------------------	------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	------	--------	------	--------

建設委員	栗山 博君	山本 猛夫君	中馬 辰猪君	椎名 隆君	三鍋 義三君	西村 力弥君	松澤 雄藏君	久野 忠治君	大島 秀一君	萩野 豊平君	橋 兼次郎君	予算委員	小松 幹君	決算委員	白井 莊一君	議院運営委員	平野 三郎君	一、昨五日国土総合開発特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。	理事 竹谷源太郎君(理事北山愛郎君昨五日理事辞任につ	きその補欠)	一、去る二日議員から提出した議案は次の通りである。	市町村立学校職員給与負担法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(平田ヒデ君外二名提出)	私立学校法の一部を改正する法律案(河野正君外二名提出)	鳩山首相の引退勧告決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)
------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	-------	------	--------	--------	--------	-------------------------------------	----------------------------	--------	---------------------------	--	-----------------------------	---------------------------

昭和三十一年三月六日 衆議院會議第十八号 議長の報告

一、去る二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 家畜取引法案 一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。 国防会議の構成等に関する法律案 (内閣提出第八七号)	内閣委員会 付託 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(綱島正興君外四十名提出、衆法第九号) 農林水産委員会 付託 繊維工業設備臨時措置法案(内閣提出第八三三号) 農林水産委員会 付託 一、去る二日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 家畜取引法案(内閣提出第九二二号) (予) 農林水産委員会 付託 一、去る二日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 防衛庁設置法の一部を改正する法律案	自衛隊法の一部を改正する法律案 一、去る二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(綱島正興君外四十名提出) 一、昨五日内閣から提出した議案は次の通りである。 日本原子力研究所法案 厚生省設置法等の一部を改正する法律案 一、昨五日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 鉄道抵当法の一部を改正する法律案 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案 一、昨五日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案 一、昨五日委員会に付託された議案は次の通りである。 厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号) 内閣委員会 付託	市町村立学校職員給与負担法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(平田ヒデ君外二名提出、衆法第一〇号) 私立学校法の一部を改正する法律案(河野正君外二名提出、衆法第一二二号) 以上二件 文教委員会 付託 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)(参議院送付) 商工委員会 付託 鉄道抵当法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六号)(参議院送付) 運輸委員会 付託 日本原子力研究所法案(内閣提出第九三三号) 科学技術振興対策特別委員会 付託 一、昨五日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 市町村立学校職員給与負担法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(平田ヒデ君外二名提出) 私立学校法の一部を改正する法律案(河野正君外二名提出)	一、昨五日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案 総理府設置法の一部を改正する法律案 一、去る二月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員阿部五郎君提出漁船の遭難救助に関する質問に対する答弁書 漁船の遭難救助に関する質問主意書 右の質問主意書を提出する。 昭和三十一年二月二十一日 提出者 阿部 五郎 衆議院議長谷秀次殿 漁船の遭難救助に関する質問主意書 一 徳島県海部郡日和佐漁業協同組合所属のマグロ漁船第一栄光丸六十九トンは、昭和三十年十二月十	六日午後六時、鹿児島南西七百キロの海上において風速六十メートルの台風第二十八号に遭遇、ただちに小松島及び高知海上保安部に無線して救助を求めた後乗組員二十名は必死の努力で乗り切ろうとしたが、同もなく巨浪に打たれて船は横倒しとなり、うち八名は波にさらわれて行方不明となり、残り十二名は沈没にひいた船の上に一切の食糧、飲料、通信手段を失つて漂流した。高知海上保安部は、巡視船あわじ丸を救助に差し向け、同船は同月十九日夕刻遭難海域に到着し二十四日までの六日間、にわたって捜索したが発見するに至らず、ついにこれを打ち切り、乗組員二十名の生命は天命にゆだねて放置することとなった。 一方、遭難船第一栄光丸乗組員二十名中、遭難と同時に波にのまれた八名を除き、残りの十二名はわずかに海面上に浮んだ船橋に集り、救助の手ののばされるのを待
--	---	--	---	---	---

つたが、同月三十日に至り、うち二名は飢渴と過労のためついに餓死(遺體後十四日目)した。こえて本年一月三日朝に至り、フィリピン南方海上において附近航行中の神戸市隆昌海運所属の貨物船那岐山丸に発見救助せられた。しかし、その時十名全員ひん死の状態にあり、うち一名はその日のうちに死亡、生命を全うしたのは最初の二十名中わずかに九名であつた。

右の事実は国民に諸般の疑問を起させるものがある。過去においては、板子一枚下は地獄と称して漁業は命を的に行うものと自他ともに許した時代があつたが、科学技術の進歩した現代に許さるべきはずはない。国家は国民の生命を保護することをもつとも初歩的な任務とするかぎり、そして生命は何物にも増して尊重されなければならぬことを認めるかぎり、海上漂流十八日間、ついに国家の手によつては発見してもらえず、救つ

てもらえず、その間三つの生命は永久に失われ、危うく救われた八つの生命もまた偶然の幸運によつたものであつた事実は、遭難者及びその遺族のみならず、一般国民をして不安ならしめるものがある。よつて、一般に漁船の遭難救助に關し、またとくに第一栄光丸の事件に關して、左の諸点を質問する。

一 政府は、平素から漁民をして万一の場合に国が救つてくれるといふ安心感をもつて業務にいそしむことを可能ならしめるにたる救助態勢をととのえているか。その機関、施設とくに飛行機、ヘリコプター等をもつてする捜索、救助の用意の有無等の詳細。

一 政府は、国民の生命保護のための活動については予算の限度等にしばられることなく、予備費を支出するに、ちゅうちょしない覚悟があるかどうか。

一 漁民が業務上死亡又は負傷した場合につき、昨年労働者災害補償保険法を改正して乗組員五人以上の漁船に強制適用されることになつたが、その実施状態はどうか。

乗組員五名以下の場合には船主はさらに小資本であつて支払能力もさらに乏しく、これに罹れる漁民の不安と危険は、一層深刻であるが、これに対してはいかなる処置をとる考であるか。

一 国家は、国民の生命を保護する義務を負うているかぎり、海難救助の施設に不備があるか、あるいはその運用適切を欠いたがために、国民に損害をこうむらせることになつた場合は、義務不履行(不完全履行)の責を負い、被害者に賠償すべきではないか。それとも救助は政府の国民に対する恩恵であると思つてゐるか。

一 第一栄光丸の場合捜索に飛行機を使わず、巡視船の捜索を六日間で打ち切つたことから、政府各機

関には日本の生命軽視の思想の残存を疑はせるものがあるがどうか。

一 次に第一栄光丸事件に關して、仮りに捜索用飛行機の準備がなかつたとしても自衛隊には沢山あるのであるから、捜索に飛行機を使わなかつた理由は何か。また捜査を六日間で打ち切つた理由は何か。

一 政府は、第一栄光丸の所有者たる日和佐漁業協同組合が漁船をふたたび建造して漁業を営むにつき、資金面その他の便宜を手えることができるか。

一 第一栄光丸乗組員は、船員保険による補償を受けるものであるが、とくに漂流中に餓死したる三名は政府の捜索活動の不充分に基くものであるから、その遺族を慰めるなんらかの処置をとる考えはないか。

右質問する。

昭和三十一年二月二十八日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

衆議院議長 益谷 秀次殿

衆議院議員阿部五郎君提出漁船の遭難救助に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部五郎君提出漁船の遭難救助に關する質問に対する答弁書

一 現在、政府は海上保安庁に、巡視船九十五隻(うち遠洋の救難行動に従事できる二百七十トン型以上五十四隻)、港内艇二百九隻、ヘリコプター六機を有し、船艇の基地として全国主要港八十八箇所にわたりました。海上保安部署(海上保安監部一、海上保安部五十、海上保安署三十七)を設け、その他の主要地域に五航空基地(函館、旭山、大村、舞鶴、新潟)を設置し、巡視船艇は、海上保安部署に、ヘリコプターは航空基地に、それぞれ配置し、何時いかなる海

難救助にも対処できますよう、常時、船艇、航空機を待機せしめまして、現有勢力をもつて最大効果を挙げるよう海難救助態勢の確立を図っております。

なお、本年三月には、遠距離行動の可能なビーチクラフト二機が館山に配備される予定でありまして、救助態勢の向上を期待することができるとあります。

このように政府は、従来、救助施設の整備充実に努めてきたのでありますが、なお、一層整備強化する必要があるため、今後ともこれに努力する所存であります。

二 海難が頻発し、あるいは大規模な海難が発生したため救助活動に要する船舶運航費、その他の経費に不足を生じた場合には、既定経費を差し繰り万全の措置をとる所存であります、なお不足の場合には、予備費支出の手段を講

じましても救助活動に当る所存であります。

三 昨年九月労働者災害補償保険法を改正してからの漁船に対する同法の適用状況は、法律改正直前の八月末における適用労働者数六万四千九百人に対し、昭和三十年末における適用労働者数は十一万八千四百三十九人となり約二倍の増加率を示しております。

また、これに対する補償費の支払状況は、改正前においては毎月平均して件数において約六百二十件、金額において約八百八十三万円でありましたが、改正後においては毎月件数において約八百十五件、金額において約二千三百万円となり、いずれも著しく増加しております。

次に総トン数五トン以上の漁船を強制適用とし、それ以下の漁船を強制としなかつた理由は、第一に、五トン未満の漁船は一

般に陸地に近接した場所で操業しておる関係上、災害の発生が比較的少なくなつてゐること。

第二には、一般に漁船に乗り組む労働者数は、五トン程度の船においては大体平均五人位となるのが実態であつて、他の一般の製造工業等においては常時五人以上使用している場合に労災保険の強制適用事業としている関係上これとの調整を考慮したことに因るものであること。

第三に、総トン数五トン未満の漁船による事業は、近代的保険関係に入る態勢がきわめて不備であること。

等によりますが、しかし一方においてはこれらの船主に対しましても努めてその態勢を整備せしめて任意加入するよう積極的に指導勧奨し、労働者の不安の除去と保護に遺憾なきを期したい所存であります。

四 国民の生命を保護するための措置を講ずることが国の基本的な任務でありますから政府が海難救助を実施する任務を有することは明らかであります、このことの結果として、個々の国民が法律上国に対して具体的な救助の請求権を有することになるとは思われません。従つて国による債務不履行が成立する余地はないのでありますから、国は、当該国民に対しその損害を賠償すべき法律上の義務を有しないものと存じます。

しかしながら、国民の生命を保護することが国家の本質的な使命であつて、個々の国民に対し恩恵として与えられるものでないことは申すまでもないところと存じます。

五 第一栄光丸の捜索については、該船の遭難地点が本邦南方洋上七百五十哩の遠距離であつたため米軍航空機の出動を要請いたしました

て海空よりする一週間にもわたる捜索を行つたのであります、諸般の状況を勘案して、同船の生存の見込がほとんどないものと判断致し、かつ、たまたま該船船主からその労苦を深謝せられ、捜索を打ち切られたいとの連絡を受けましたので捜索を打ち切ることにしたものであります。

なお、政府におきましては、人の生命が至高の価値を有すること、を常時念頭に置いて万難を排して海難救助の業務遂行に當つてゐるものであります。

六 政府は、本船の代船の取得のため、必要がありますれば、献資のあつせんにつき努力する所存であります。

七 船員保険は、被保険者たる船員及び被保険者を使用する船舶所有者が拠出する保険料を財源として、船員の相互救済及び船舶所有者の船員に対する災害補償責任を

保険することを目的として運営されるものでありますから、法定の給付を行うことのほかに、本件のごとき場合において特別に見舞金その他の金品を支給することは、その性質上行うことができず、又、別途遺族に対して見舞金等を支給する処置をすることは、考えておりません。

右答弁する。

衆議院会議録第十六号中正誤

頁 段 行 誤 正

一五五 五末三 昨日保険料 昨年保険料
一六九 七 理中五人 理事五人

衆議院会議録第十七号中正誤

頁 段 行 誤 正

一六二 末三 二月十七日 二月二十七日

昭和三十一年三月六日 衆議院會議録第十八号

二二〇

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一冊 十五円

行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局